

都 市 整 備

1	都市計画	1
2	景 観	14
3	土地区画整理	17
4	道 路	18
5	河 港	19
6	中心市街地の活性化	25
7	香川県農業試験場跡地等整備	29
8	高松琴平電鉄連続立体交差事業	29
9	デジタル社会基盤の整備	30
10	公共交通	30
11	交通環境の確保	37
12	自転車利用環境整備	42
13	建築指導	47
14	公園緑地	51
15	市営住宅	55
16	下水道	60

1 都市計画

本市は、長い間城下町として栄え、明治23年2月15日に市制を施行して以来、順次周辺町村と合併し、今日に至った。その間、市域が拡大するにつれ、産業の発達、人口の増加等による土地利用の混在や道路網の未整備等により、都市機能の低下が予想され、理想都市建設の基本計画を樹立する必要に迫られた。

そこで、大正14年から都市計画法を適用し、市全域を都市計画区域に指定した。そして、その後の市域の拡大等に伴い、順次、都市計画区域の変更が行われてきた。

その後、昭和44年6月に、新都市計画法が施行されたことに伴い、本市をはじめ、丸亀・坂出の各市及び牟礼・宇多津両町を含む県中央部の一体的都市計画を確立するため、46年9月21日、香川中央都市計画区域が指定され、10月20日には、市街化区域及び市街化調整区域の決定が行われた。

さらに、市街化区域内について秩序ある土地利用を図るため、48年12月11日に新しい用途地域を決定し、57年12月28日には臨海部の埋立地等約28haを、61年3月28日には太田第2土地区画整理事業の都市計画決定に伴い同施行予定区域内の市街化調整区域 245haを、平成4年12月11日には高松港頭土地区画整理事業施行区域を含む埋立地10haを、7年1月10日には臨海部の埋立地約21haを市街化区域に編入し、用途地域を定めた。

また、4年の都市計画法の改正により、住民に最も近い立場にある市町村が、都市計画について長期的な視野に立ち住民の意見を反映させながら都市の将来像を定めることとされ、市町村の都市計画に関する基本的な方針（いわゆる都市計画マスタープラン）の制度が創設された。本市においては、6年度から都市計画マスタープラン策定に着手し、9年12月に策定した。

12年5月、都市計画法が大幅に改正され、線引き制度が原則として都道府県の選択制になるなど、地域の実情に応じた都市計画の策定が可能となった。

これを受け、12月、香川県において、香川県都市計画基本構想検討委員会が設置され、5回の審議を経て、14年5月に「都市計画区域を再編するとともに、新しい土地利用コントロール制度の導入を前提として線引き廃止」との結論がまとめられた。この報告に沿って、8月、庁内に高松市都市計画検討委員会を設置し、県が策定する都市計画区域マスタープランと連携を図りながら、新たな土地利用コントロール制度について検討を行い、15年度に素案を取りまとめた。この素案をもとに、説明会、公聴会等を実施するとともに、より住民の意見反映に努めながら、都市計画決定等の手続きを行い、16年5月17日に施行した。

(1) 都市計画の見直しの概要

ア 都市計画区域の再編及び拡大

従来の香川中央都市計画区域を、高松市とその周辺町の1市6町で構成する高松広域都市計画区域に再編するとともに、都市計画区域外であった山田地区のうち都市的な土地利用が進んでいる「由良町、川島本町、川島東町、小村町、亀田南町、十川西町、十川東町」の7町を新たに都市計画区域に指定した。

イ 線引きの廃止

市街化区域と市街化調整区域の区分（線引き）を廃止し、あわせて、新たな土地利用コントロール制度を導入した。

ウ 用途白地地域における土地利用コントロール制度の導入

(ア) 用途白地地域（用途地域の指定のない区域）について、新たに創設された特定用途制限地域を全域に指定した。

(イ) 周辺の自然環境との調和や地域の状況を踏まえ、適切な建蔽率、容積率等を指定した。

(ウ) 良好な住環境の形成・保全を誘導していくため、開発許可制度を見直し、開発許可対象面積の適正化や開発許可を受ける場合の最低敷地規模面積を定めた。

平成16年5月の線引き廃止後、旧市街化調整区域へ居住・商業施設等の立地が進展し、田園地帯である郊外部での宅地化が進んだ。こうした低密度な市街地が広がる拡散型の都市構造が形成されることは、車への依存による環境負荷の増加や中心市街地の空洞化をはじめ、今後の人口減少、少子・超高齢化の局面においては、地域全体としての魅力や活力が低下していくことが予想される。

このため、郊外部への都市機能の拡散に歯止めをかけ、田園環境を保全し、様々な都市機能を集約拠点へコンパクトに集積し、誰もが暮らしやすい持続可能なまちづくりを目指し、郊外部の土地利用規制の見直しを柱とする都市計画制度を、23年12月1日に施行した。

(実施した施策)

仏生山町の県農業試験場跡地における用途地域の指定、特定用途制限地域、開発許可基準、建築基準法第22条指定区域の見直しを実施した。

(エ) 郊外部への都市機能の拡散を抑制するため、特定用途制限地域による、大型店舗等立地の抑制に努め、土地利用規制の充実を図るとともに、各拠点に都市機能の緩やかな誘導を図り、30年・50年先を見据えた持続可能なまちづくりを目指すため、新たな土地利用規制の見直しについて、令和2年7月27日から施行した。

(2) 新たな都市計画制度の概要(令和2年7月27日施行)

ア 特定用途制限地域の見直し

用途白地地域における店舗等面積の上限を、車線数等に応じて段階的に設定するため、4車線以上を幹線沿道Ⅰ型、2車線を幹線沿道Ⅱ型に区分し、立地を許容する店舗等面積をⅠ型については3,000㎡以下に、Ⅱ型については1,500㎡以下に設定した。また、一般・環境保全型については、500㎡以下に設定した。

イ 開発許可基準の見直し

(ア) 住居系開発行為の区域外道路要件を幅員4.0m以上から5.0m以上に変更した。

(イ) 一体的な開発として扱う期間要件を完了公告後1年から5年に変更した。

土地利用コントロール制度の概要

項目	非線引き都市計画区域					都市計画区域外			
	用途地域	用途白地地域							
用途の制限	用途地域ごとに定められた制限を適用	特定用途制限地域の指定により、建物用途は制限される。 (具体的な内容は条例で定める。)				特定用途制限地域指定なし	従来と変更なし		
		幹線沿道Ⅰ型	幹線沿道Ⅱ型	一般・環境保全型					
		◆一定規模(3,000㎡)を超える店舗等 ◆一定規模(3,000㎡)を超える事務所等 ◆大学、高等専門学校等 ◆一定規模(20床)以上の病院 ◆一定規模(600㎡)を超える老人福祉センター、児童厚生施設等 ◆自動車教習所 ◆危険性や環境を悪化させる恐れのある工場、危険物の貯蔵・処理の用に供する施設等 ◆一定規模(3,000㎡)を超えるホテル、旅館等及び劇場、映画館、パチンコ屋等 ◆風俗施設	◆一定規模(1,500㎡)を超える店舗等 ◆一定規模(3,000㎡)を超える事務所等 ◆大学、高等専門学校等 ◆一定規模(20床)以上の病院 ◆一定規模(600㎡)を超える老人福祉センター、児童厚生施設等 ◆自動車教習所 ◆危険性や環境を悪化させる恐れのある工場、危険物の貯蔵・処理の用に供する施設等 ◆一定規模(3,000㎡)を超えるホテル、旅館等及び劇場、映画館、パチンコ屋等 ◆風俗施設	◆一定規模(500㎡)を超える店舗、事務所等 ◆大学、高等専門学校等 ◆一定規模(20床)以上の病院 ◆一定規模(600㎡)を超える老人福祉センター、児童厚生施設等 ◆自動車教習所 ◆危険性や環境を悪化させる恐れのある工場、危険物の貯蔵・処理の用に供する施設等 ◆ホテル、旅館、劇場、映画館、パチンコ屋等 ◆風俗施設					
		容積率	200%	200%	100%			80%	200%
		建蔽率	60%	60%	60%			50%	70%
高さ制限	12m	12m	10m	10m	—				
開発許可対象面積	1,000㎡以上	700㎡以上				1ha以上			
最低敷地規模面積	100㎡(旧高松市) 150㎡(香川町) 165㎡(牟礼町、国分寺町)	165㎡(香南町以外の区域) 200㎡(香南町)				—			

(3) 都市計画区域

都市計画区域名	都市計画区域面積	根拠法令	区域指定年月日	備考
高松	1,097ha	旧都市計画法	S15.5.19	旧法に基づき、市全域を都市計画区域に指定
	5,367ha		S15.2.11	鷺田村、太田村、木太村、古高松村、屋島町の合併による
	6,457ha		S31.9.30	香西町、仏生山町、多肥村ほか12か村の合併による
	14,634ha		S34.2.21	都市計画区域を女木・男木町及び亀水町の一部(大槌・小槌島)を除く区域に指定
香川中央	14,939ha	都市計画法	S46.9.21	新都市計画法の施行に伴い、香川中央都市計画区域(高松市、丸亀市、坂出市、牟礼町、宇多津町 面積:28,182ha)の当初指定
	15,005ha		—	臨海部埋立地の編入
高松広域	16,195ha	都市計画法	H16.5.17	都市計画区域の再編及び山田地区7町の編入
	16,199ha		—	臨海部埋立地の編入
	23,980ha		(H18.1.10)	牟礼町、香川町、香南町及び国分寺町の市域編入

行政区域面積 375.65km² 行政区域内人口 421,959人

都市計画区域指定面積 240.41km² 都市計画区域内人口 410,983人(令和4年4月1日現在)

(4) 市街化区域、市街化調整区域

決定年月日	市街化区域 (ha)	市街化調整区域 (ha)	摘要
S 46. 10. 20	4, 450	10, 489	当初決定
57. 12. 28	4, 478	10, 496	変更
61. 3. 28	4, 723	10, 251	〃
H 4. 12. 11	4, 733	10, 251	〃
7. 1. 10	4, 754	10, 251	〃
16. 5. 17	—	—	廃止

(5) 都市計画マスタープラン

本市では、新しい都市整備方針・まちづくりの基本構想を取りまとめた高松市都市計画マスタープランを平成9年12月に策定していたが、16年5月の線引き廃止を柱とする大幅な都市計画の変更や、17年度の近隣6町との合併による市域の大幅な拡大など、本市の都市計画を取り巻く環境は大きく変化した。

このような状況を踏まえ、計画期間を20年間として、都市機能の集積と市街地の拡大抑制によるコンパクトな都市構造、そして人と環境に優しい公共交通を基軸とした環境共生都市「多核連携・集約型環境配慮都市（多核連携型コンパクト・エコシティ）」を目指す、新たな都市計画マスタープランを20年12月に策定した。この都市構造の実現に向けて、都市計画制度など適正な土地利用の推進、公共交通を基軸とした都市交通の形成、集約拠点に都市機能を誘導するためのまちづくり施策を3つの柱とし、相互に有機的に機能させることとして、各種の施策・事業を展開してきた。

こうした中で、上位計画となる高松広域都市計画区域マスタープランの改定（24年10月）や第6次高松市総合計画の策定（28年3月）をはじめ、都市再生特別措置法に基づく「立地適正化計画」や地域公共交通活性化再生法に基づく「地域公共交通網形成計画」の制度化等により、公共交通を基軸とした集約型都市（コンパクト・プラス・ネットワーク）の構築に向けた取組がより一層求められるとともに、23年3月に発災した東日本大震災等を教訓とした安全・安心に対する関心の高まりへの対応も必要となってきた。

このような局面に対応しつつ、本市の目指す魅力的な都市づくりを住民の理解と協働のもとでさらに展開すべく、都市計画マスタープランを改定(29年8月)した。

(6) 用途地域

本市では、昭和5年11月1日から用途地域を定めていたが、20年7月の戦災により、市街地の80%が焼失した。その後、戦災都市として復興都市計画が樹立されたことに伴い、用途地域も見直し、23年及び26年にそれぞれ変更したが、31年の15か町村の合併、さらに、商工業の著しい発展等を考慮して、38年10月に用途地域の変更を行った。その後、都市計画法の変更に伴う市街化区域・市街化調整区域の設定にあわせ、市街化区域全域を48年12月11日に新用途地域の区分により決定し、57年12月28日には、埋立地の市街化区域編入に伴い用途地域の指定を行った。そして、61年3月28日には、太田第2土地区画整理事業の都市計画決定に伴い、同施行予定区域内の市街化調整区域245haを市街化区域に編入し、用途地域を定め、また、63年7月15日には、同区域内の用途地域の変更を行った。平成4年12月11日には、高松港頭土地区画整理事業の都市計画決定に伴い、施行区域の埋立地10haを市街化区域に編入し、用途地域を定めた。7年1月10日には、臨海部の埋立地約21haを市街化区域に編入し、用途地域を定めた。さらに12月8日には、高松港頭土地区画整理事業区域内の用途地域の変更を行った。

また、都市計画法の一部改正により、用途地域が8種類から12種類に細分化されたことを受け、8年5月21日に用途地域の指定替えを行った。14年度には、朝日新町地区において、県が行う臨港地区の分区指定解除と連携し、用途地域の変更を行った。

16年5月17日には、線引きの廃止を柱とする都市計画見直しの一環として、林地区、川島地区、田村・太田地区の3地区、並びに12年4月に市域に編入された香西港の埋立地についての用途地域の新規指定及

び現在事業中の都市計画道路成合六条線の沿道の用途地域の変更を行った。

18年3月31日には、1月10日に合併した旧牟礼町、旧香川町及び旧国分寺町について、建蔽率を改めて定め、新高松市の用途地域とする変更を行った。

23年12月1日には、仏生山の県農業試験場跡地の用途白地地域について、用途地域（第一種住居地域）の指定を行った。

28年3月4日には、香西北町地区の高松港香西地区公有水面埋立地について、用途地域（工業専用地域）の指定を行った。

令和2年10月2日には、朝日新町の高松港朝日地区及び郷東町の高松港弦打地区公有水面埋立地について、用途地域（準工業地域、工業地域）の指定を行った。

4年1月28日には、朝日新町の高松港朝日地区公有水面埋立地について、用途地域（準工業地域）の指定を行った。

(4.4.1現在)

種類	面積 (ha)	容積率 (%)	建蔽率 (%)
第一種低層住居専用地域	約 42	60以下	40以下
	〃 311	80 〃	50 〃
	〃 534	100 〃	60 〃
小計	〃 887		
第二種低層住居専用地域	〃 66	100 〃	60 〃
	〃 84	150 〃	60 〃
小計	〃 150		
第一種中高層住居専用地域	〃 941	200 〃	60 〃
第二種中高層住居専用地域	〃 440	200 〃	60 〃
第一種住居地域	〃 1,300	200 〃	60 〃
第二種住居地域	〃 438	200 〃	60 〃
準住居地域	〃 94	200 〃	60 〃
近隣商業地域	〃 148	200 〃	80 〃
	〃 284	300 〃	80 〃
小計	〃 432		
商業地域	〃 1.2	200 〃	80 〃
	〃 22	300 〃	80 〃
	〃 141	400 〃	80 〃
	〃 56	500 〃	80 〃
	〃 36	600 〃	80 〃
	〃 1.7	700 〃	80 〃
〃 7.5	800 〃	80 〃	
小計	〃 265.4		
準工業地域	〃 1,149	200 〃	60 〃
工業地域	〃 215	200 〃	60 〃
工業専用地域	〃 179	200 〃	60 〃
合計	〃 6,490.4		

(7) 特別用途地区

平成18年に改正されたまちづくり三法（大店立地法、中心市街地活性化法及び都市計画法）において、都市機能が集約したコンパクトなまちづくりを進める上で、延床1万㎡を超える大規模集客施設（劇場、映画館、店舗、飲食店及び展示場等の用途の建築物で、それら床面積の合計が1万㎡を超えるもの）の立地を可能とする用途地域を従来の6つの地域から、商業地域、近隣商業地域及び準工業地域の3地域に、また、用途白地地域では原則不可とする改正がなされた。

また、同改正まちづくり三法に基づく本市の中心市街地活性化基本計画が19年5月に国から認定を受けており、同計画においては、準工業地域を含めた郊外部での大規模集客施設の立地規制を行いつつ、中心部での事業推進等を図ることを掲げている。

このため、準工業地域は多様な用途の建築物の立地を許容する用途地域で、今回の法改正後も大規模集客施設の立地が可能であるが、本市においては、中心市街地を取り囲むように一団の区域で、また、国道沿道などを中心に、路線的に、約1,134haに及ぶ規模で広く指定された状況から、広域的に都市構造やインフラに大きな影響を与える大規模集客施設については、集約型都市構造への転換を推進するため、準工業地域における立地を制限する特別用途地区を19年11月30日に決定した。

(8) 特定用途制限地域

特定用途制限地域は、平成12年の都市計画法の改正により、線引き制度の選択制の導入とあわせ、新たに創設された制度であり、線引きを廃止した場合、用途白地地域（用途地域の指定のない区域）は、用途面から特段の土地利用規制が行われなくなることから、良好な環境の形成または保持を図る観点から必要な土地利用の規制を行うことを目的として、特定の用途の建築物等の立地を規制するものである。

本市では、用途白地地域全域に幹線道路沿道とそれ以外の地域に分けて指定することとし、16年5月17日に決定した。

18年3月31日には、1月10日の旧牟礼町及び旧国分寺町との合併に伴い、名称を改め、新高松市の用途地域とする変更を行った。

23年12月1日には、都市計画区域内の用途白地地域（香川町・香南町を除く。）において、一定規模以上の店舗や事務所の立地を制限するなど、特定用途制限地域の見直しを行った。

令和2年7月27日には、特定用途制限地域の幹線沿道型を幹線沿道Ⅰ型と幹線沿道Ⅱ型に分類し、用途白地地域における店舗等面積の上限を、車線数等に応じて段階的に設定するため、特定用途制限地域を変更した。

(4.4.1 現在)

種類	幹線沿道Ⅰ型	幹線沿道Ⅱ型	一般・環境保全型	合計
面積(ha)	約 476	約 467	約 13,550	約 14,493
制限の内容	「土地利用コントロール制度の概要」のとおり			

(9) 防火地域及び準防火地域

(4.4.1 現在)

決定年月日	防火地域(ha)	準防火地域(ha)	摘要
S 24. 7. 12		223.08	当初指定
26. 11. 27		249.81	変更
28. 2. 2	2.91		延長 2,650m 幅 11m
〃		246.9	防火地域と重複区域の廃止
37. 1. 18	5.327	244.483	変更
42. 11. 24	5.863	243.947	〃
44. 4. 24	8.263	241.547	〃
H 7. 12. 8	17.5	252.5	高松港頭地区の一部を追加

(10) 街路計画

昭和3年10月4日、都市計画道路を決定し、初めて街路網が出来上がり、この計画に基づいて事業を一部実施したが戦争のため中断した。しかし、20年7月4日の戦災により、市街地の約80%を焼失したため、これを機に21年6月5日、都市計画道路を変更し、戦災復興土地区画整理事業とともに街路事業に着手した。その後、23年及び39年の2回にわたり計画変更を行い、都市規模の拡大に対応した円滑な道路体系を確立するとともに、都市の骨格となるべき幹線道路網として、44年5月20日に大幅な変更を行った。平成13年3月には、都市計画法の一部改正に基づき、都市計画道路に係る「都市計画に定める事項」として「車

線の数」を付加する変更を行った。

さらに、長期未着手で整備の目途の立たない都市計画道路について、将来の都市像や都市計画道路網全体の配置等を勘案する中で、見直しの検討を進め、17年3月に8路線の変更（西浜宮脇線ほか4路線2.62kmの区間を廃止、高松港海岸線ほか3路線1.64kmの区間を幅員縮小）を行った。また、24年8月には、高松駅南線に「高松駅南交通広場」を追加する変更を行い、29年12月には、地域高規格道路関連として、郷東岡本線を郷東香南線として延伸するなど変更を行ったほか、31年3月には、県道高松坂出線の四車線化に向け、高松海岸線を坂出市境界まで延伸した。令和2年3月には、サンポート地区北側エリア（A1、A2、B1街区及びB2街区の一部）への県立体育館整備に伴い、建築計画敷地内の市道を廃止し、一団の敷地とする必要があることから、港頭東線の変更及び港頭中央2号線の廃止を行った。

都市計画道路の概要

(4.4.1 現在)

種別	路線番号	路線名称	幅員(m)	車線の数	延長(m)	起点	終点	備考
自動車専用道路	1・4・101	三木高松線	20.5	4	17,070	三木町大字井上字小谷	中間町	県決定
幹線街路	3・1・101	三木高松国分寺線	40	6	19,820	三木町大字井上字北地	国分寺町国分	
〃	3・2・102	中新町詰田川線	30	6	2,330	中新町	木太町	
〃	3・2・103	錦町国分寺綾南線	30	4	13,670	錦町二丁目	綾川町陶字宮藪	
〃	3・3・104	高松港岩崎線	25	4	14,630	サンポート	香南町岡	
〃	3・3・105	屋島西宝線	22	4	8,340	高松町	西宝町一丁目	
〃	3・3・106	室町新田線	22	4	5,680	室町	新田町字本村	
〃	3・3・107	木太鬼無線	22	4	7,540	木太町字小原	鬼無町藤井	
〃	3・3・108	屋島東山崎線	25	4	6,130	屋島西町字新浜	東山崎町字西原	
〃	3・3・109	福岡三谷線	22	4	7,440	福岡町三丁目	三谷町字中原	
〃	3・3・110	福岡多肥上町線	22	4	6,000	福岡町三丁目	多肥上町字宮尻	
〃	3・3・111	朝日町仏生山線	22	4	8,940	朝日町二丁目	仏生山町	
〃	3・3・149	成合六条線	25	4	6,550	成合町字原	六条町字上川東	
〃	3・4・112	高松海岸線	20	4	18,200	新田町字本村	亀水町	
〃	3・4・113	天神前瓦町線	20	2	750	番町一丁目	瓦町二丁目	市決定
〃	3・4・114	郷東香南線	20	4	15,560	郷東町字新開	香南町由佐	県決定
〃	3・4・115	高松港海岸線	18	2	1,380	玉藻町	城東町一丁目	市決定
〃	3・4・116	片原町沖松島線	18	2	2,400	兵庫町	福岡町三丁目	市決定
〃	3・4・117	中新町鬼無線	18	2	5,660	中新町	鬼無町藤井	県決定
〃	3・4・118	東浜港花ノ宮線	18	2	2,380	通町	桜町二丁目	市決定
〃	3・4・119	魚屋町栗林線	18	2	2,000	北浜町	藤塚町二丁目	市決定
〃	3・5・120	高松漁港線	13	2	330	扇町三丁目	瀬戸内町	
〃	3・4・121	今里上福岡線	16	2	640	今里町一丁目	上福岡町	
〃	3・4・122	郷東檀紙西線	16	2	2,540	郷東町乾新開	鶴市町本村	
〃	3・4・123	香西東臨港線	16	2	2,380	香西本町	鬼無町藤井	
〃	3・4・142	伏石大池線	16	2	1,540	伏石町字麿紋洞	木太町字東原	
〃	3・4・143	太田下町林線	16	2	1,960	太田下町字松ノ木	林町字西原	
〃	3・4・150	屋島中町線	16	2	350	屋島中町字内畑	屋島中町字新馬場	
〃	3・4・151	高松駅前線	20	2	350	寿町一丁目	西の丸町	県決定

種別	路線 番号	路線名称	幅員 (m)	車線 の数	延長 (m)	起点	終点	備考
〃	3・4・158	香西東町香西南町線	16	2	570	香西東町	香西南町	市決定
〃	3・4・159	高松駅南線	16	2	250	寿町一丁目	浜ノ町	
幹線街路	3・4・160	新牟礼庵治線	16	2	1,840	牟礼町牟礼字川原	牟礼町牟礼字久通	市決定
〃	3・5・124	寿町鶴屋町線	15	2	600	寿町二丁目	鶴屋町	県決定
〃	3・5・125	兵庫町西通町線	15	2	2,000	兵庫町	西宝町一丁目	市決定
〃	3・5・126	瓦町松島線	15	2	1,160	塩上町一丁目	松島町二丁目	
〃	3・5・127	詰田川牟礼線	12	2	3,370	木太町	高松町	県決定
〃	3・5・128	中野町藤塚線	15	2	620	藤塚町一丁目	藤塚町三丁目	
〃	3・5・129	栗林上福岡線	15	2	1,740	栗林町一丁目	上福岡町	市決定
〃	3・5・130	東浜港多賀線	15	2	1,300	通町	多賀町二丁目	
〃	3・5・131	浜ノ町栗林公園線	15	2	2,700	サンポート	中野町	県決定
〃	3・5・132	錦町宮脇線	15	2	1,560	錦町二丁目	宮脇町二丁目	市決定
〃	3・5・133	扇町宮脇線	15	2	640	扇町一丁目	紫雲町	
〃	3・5・141	出作中間線	12	2	5,040	出作町字東原	中間町字東井坪	県決定
〃	3・5・144	木太多肥上町線	12	2	5,140	木太町字下西原	多肥上町字小田	
〃	3・5・145	伏石松縄線	12	2	630	伏石町字鹿腹	松縄町字宮西	
〃	3・5・146	太田下町長池線	12	2	1,040	太田下町字松ノ元	林町字長池	
〃	3・5・147	上福岡松縄線	12	2	1,090	上福岡町字宮西	松縄町字流石	
〃	3・5・152	高松駅北線	12	2	860	浜ノ町	浜ノ町	市決定
〃	3・5・153	港頭東線	12	2	140	サンポート	サンポート	
〃	3・6・134	二番町築地線	11	2	1,720	錦町二丁目	築地町	
〃	3・6・135	八番町紫雲線	8	2	620	番町四丁目	紫雲町	
〃	3・6・136	馬場田町線	11	2	1,150	宮脇町一丁目	田町	
〃	3・6・137	公園東門線	11	2	990	栗林町一丁目	今里町一丁目	県決定
〃	3・6・138	丸亀町栗林線	11	—	1,980	内町	栗林町一丁目	
〃	3・6・140	香西西臨港線	11	2	1,750	香西南町	香西本町	
〃	3・6・148	伏石林線	9	2	1,590	伏石町字羽塵	林町字浴	
〃	3・6・154	今里松縄線	8	2	640	今里町字西脇	松縄町字宮西	
〃	3・6・155	伏石平塚線	8	2	1,060	伏石町字羽塵	林町字平塚	
〃	3・6・156	太田下町 多肥下町1号線	8	2	600	太田下町字松ノ元	多肥下町字下所	市決定
〃	3・6・157	太田下町 多肥下町2号線	8	2	600	太田下町字鹿ノ井	多肥下町字凹原	
区画街路	7・7・101	花園側道	4	—	200	花園町三丁目	花園町三丁目	
〃	7・7・102	藤塚側道1号線	6	—	400	藤塚町三丁目	藤塚町三丁目	
〃	7・7・103	藤塚側道2号線	6	—	390	藤塚町二丁目	藤塚町二丁目	
特殊街路	8・4・102	港頭中央1号線	20	—	100	サンポート	サンポート	
〃	8・7・101	宮脇中野町線	3~8	—	640	宮脇町一丁目	中野町	

(1) 幹線道路の整備

ア 広域幹線道路の整備

都市計画道路高松海岸線（本市行政区域内における臨海産業道路）は、本市の臨海部を通り、瀬戸大

橋の坂出北インターチェンジに直結する臨海部の広域幹線道路であり、昭和57年10月に屋島大橋・詰田川橋を供用し、61年4月には香西以西の県施行区間も含めて、中央通り（国道30号）以西、高松坂出有料道路までを供用した。

イ 都市内幹線道路の整備

市街地の進展に対応し、都市内交通の円滑化を図るため、都市計画道路高松海岸線など8路線の整備を進めている。

近年の整備状況として、福岡三谷線については、平成7年3月に都市計画道路室町新田線から国道11号高松東道路までの約1.8km、12年4月には県道長尾大内線から都市計画道路室町新田線までの約0.3km、同年12月には国道11号高松東道路から香川インテリジェントパークまでの約0.9km、15年12月には国道11号から県道詰田川牟礼線までの約0.5kmを供用した。21年2月には県において進めていた香川インテリジェントパークから県道三木国分寺線までの約1.9km、23年2月には県道牟礼中新線から主要地方道高松長尾大内線までの約0.4kmを供用し、同路線の全線の整備が完了した。

福岡多肥上町線については、9年11月に新設の高松桜井高校へのアクセスを確保するため、国道11号高松東道路から都市計画道路成合六条線までの約1.5kmを供用した。

郷東岡本線については、11年4月に郷東町のJR予讃線の踏切混雑を解消し、円滑な交通を確保するため、高松海岸線から主要地方道高松善通寺線までの約0.4kmを供用した。

木太鬼無線については、11年8月に国道11号上天神交差点整備の迂回路として重点的に整備を進めていた県道川東高松線から県道勅使室新線までの約0.4kmを供用した。

東浜港花ノ宮線については、15年10月に都市計画道路公園東門線から室町新田線までの約0.4kmを供用した。

朝日町仏生山線については、17年3月に県道牟礼中新線から太田第2土地区画整理事業内までの約0.6kmを供用開始した。

郷東檀紙西線については、25年9月に主要地方道高松善通寺線から市道香西10号線までの約0.2kmを供用した。

高松海岸線については、29年4月に市道新開新馬場線から国道11号までの約0.3kmを供用した。

成合六条線については、29年3月に主要地方道中徳三谷高松線から県道岩崎高松線までの約0.9kmを、30年2月に県道岩崎高松線から国道193号までの約0.8kmを、それぞれ供用した。

木太鬼無線については、30年7月に県道川東高松線から市道御殿成合線までの約2.0kmを供用した。

成合六条線については、令和2年10月に主要地方道高松長尾大内線から市道下川東六条橋線までの約0.1kmを供用した。

(12) 地域高規格道路の整備

地域高規格道路とは、高規格幹線道路網と連携して地域集積圏の形成を図り、地域間の交流の促進や主要な交通拠点間の連絡強化を図るための道路であり、自動車専用道路またはこれと同程度の機能を有し、沿道や交通の状況に応じて4車線以上、時速60～80kmの高速度サービスを提供し、定時性、速達性の確保を図る質の高い道路である。

この地域高規格道路は、平成5年度に、国において重点施策として積極的に整備していく方針が定められ、6年12月に、高松環状道路と高松空港連絡道路の2路線が、地域高規格道路として整備を進めていく計画路線として国の指定を受けた。7年8月に、この計画路線のうち高松環状道路約4km、高松空港連絡道路約5km、あわせて約9kmの区間が、ルートを選定、環境アセスメント、都市計画等の調査を進める調査区間として指定された。さらに、この調査区間のうち、10年12月、都市計画決定していた高松市区間の

うち、中間町から岡本町までの区間約3kmについて整備区間に指定され、11年度から県において事業に着手し、30年3月4日の西山崎町から岡本町までの高架区間1.0kmの供用開始をもって、この区間の当面の整備を完了し、残る空港までの区間約6kmについては、30年3月に整備区間に指定され、30年度に事業着手した。なお、高松環状道路のうち11年12月に調査区間として指定された寿町から檀紙町までの区間については、国が令和2年度から計画段階評価を進めるための調査に着手している。

(13) 住居表示

住居表示制度は、土地の地番でなく、建築物に整然と設定する住居番号によって住所を表示するもので、本市では、昭和39年以来、住居表示を実施すべき市街地（12.17km²）について、逐次住居表示を実施してきており、現在約9割が終えている。

直近では、サンポート高松地区総合整備事業の施行に伴い、同地区について住居表示の新規設定及び変更を行うため、平成13年度に新町名案を公募し、「サンポート」に決定、14年度に住居表示審議会の答申、市議会の議決等の手続を経て、15年4月1日に住居表示を実施した。

(14) 地区計画

本市では、適正な都市機能と健全な都市環境を確保するため、地区計画を定めている区域が、平成7年12月の高松港頭地区の地区計画をはじめに、26年4月1日時点で16地区となっている。

地区計画区域内では、建築物の用途、敷地及び構造に関する制限があり、地区計画区域内で建築行為等、地区整備計画に該当する行為を行う場合は、行為に着手する30日前までに「地区計画の区域内における行為の届出書」の提出が必要となっている。

名称	面積	決定の概要		決定年月日
		地区施設	面積	
高松港頭地区	約27.8ha	主として歩行の用に供する青空、非青空の空地	用途、敷地面積、壁面の位置、形態・意匠、垣・柵の構造	H 7.12. 8
太田第2シンボル地区	約10.3ha	道路	用途、敷地面積、壁面の位置、形態・意匠、垣・柵の構造	H 9. 2.27
牟礼久通地区	約6.7ha	—	用途、敷地面積、緑化の推進	H 8. 5.21
ラ・プエルタ多肥地区	約1.1ha	道路、緑地	用途、容積率、建蔽率、敷地面積、壁面の位置、高さ、形態・意匠、垣・柵の構造	H14. 2.12
朝日新町地区	約21.0ha	緑地	用途、敷地面積、壁面の位置、形態・意匠、垣・柵の構造	H14. 7.30
コーモド春日地区	約0.5ha	道路、緑地	用途、容積率、建蔽率、敷地面積、壁面の位置、高さ、形態・意匠、垣・柵の構造	H15. 6.23
ラ・プエルタ多肥第2地区	約0.8ha	道路、緑地	同上	H15. 6.23
ラ・プエルタ元山地区	約0.4ha	道路、緑地	同上	H15. 6.23
ラ・プエルタ多肥第3地区	約0.4ha	道路、緑地	用途、容積率、建蔽率、敷地面積、壁面の位置、高さ、形態・意匠、垣・柵の構造	H16. 2.19
ラ・プエルタ多肥第4地区	約1.1ha	道路、緑地	同上	H16. 2.19
4町パティオ地区	約0.4ha	広場	用途、形態・意匠、垣・柵の構造	H18. 3.31
高松丸亀町商店街地区	約2.9ha	—	用途、容積率、敷地面積、壁面の位置、工作物の設置、高さ、形態・意匠、垣・柵の構造	H20. 4.23
朝日町一丁目地区	約6.2ha	歩道状空地、緑地	用途、容積率、敷地面積、壁面の位置、形態・意匠、垣・柵の構造	H21. 6.29
栗林公園北部地区	約6.5ha	—	用途、高さ、形態・意匠	H21. 6.29
林町地区	約1.6ha	道路、公園	用途、敷地面積、壁面の位置、高さ、垣・柵の構造	H21. 6.29
林町第2地区	約1.1ha	道路、公園	用途、敷地面積、壁面の位置、高さ、垣・柵の構造	H25.10.11
郷東町香川県臨海企業団地	約22.0ha	—	用途、敷地面積、形態・意匠、垣・柵の構造	H27. 3.31
朝日新町第2地区	約9.6ha	道路	用途、敷地面積、壁面の位置、形態・意匠、垣・柵の構造	R2.10.2

(15) 交通バリアフリー基本構想

平成12年11月に施行された交通バリアフリー法に基づき、1日の平均利用者数が5,000人以上であるJR高松駅及び琴電高松築港駅、片原町駅、瓦町駅の4駅を中心とするおおむね500mから1kmの徒歩圏内の地区（重点整備地区）において、高齢者・身体障害者を含む様々な人が安全かつ快適に移動するため、駅などの旅客施設、周辺の道路、駅前広場、信号機等のバリアフリー化を重点的、一体的に推進するための方針や、実施する事業等を内容とする高松市交通バリアフリー基本構想を15年3月に策定した。

この基本構想を受け、16年3月に高松市交通バリアフリー道路特定事業計画等の策定を行い、道路管理者及び県警において、各種事業を推進している。

高松市交通バリアフリー基本構想の概要

特定旅客施設	J R 高松駅24,792人（1日平均利用者数平成21年度実績）【琴電高松築港駅10,301人（同上）、琴電片原町駅4,831人（同上）、琴電瓦町駅12,284人（同上）】
重点整備地区	上記4駅を中心とした徒歩圏内の約280haの地区
特定経路	約15km
基本理念	人にやさしく、楽しく、安全で快適に生活できる高松づくり
整備目標年次	平成22年度
特定事業等の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1) 公共交通特定事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ I Cカードの導入（高松琴平電気鉄道株式会社） ・ 階段の改良（同上） ・ 点字案内板の設置・充実（同上） ・ トイレ設備の改善（同上） ・ ノンステップバスの導入（バス事業者） 2) 道路特定事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 視覚障害者誘導用ブロックの設置、歩道幅員の拡幅 ・ 歩道の段差・勾配・傾斜の改善、電線地中化など 3) 交通安全特定事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 音響式信号機等の設置、違法駐車・駐輪の指導、取締り強化など 4) その他の事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 休憩施設の設置、情報案内の整備 ・ 商品や看板の歩道上へのはみ出し解消のための指導強化など 5) 準特定経路における移動円滑化の事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 立体横断施設へのエレベーター等の設置など

(16) コンパクト・エコシティの推進

本市では、平成16年5月に線引きを廃止したことにより、都心地域は人口の減少が続いている一方で、郊外部の用途白地地域においては、人口が増加し続けており、中心市街地及びその周辺から人口が流失し、低密度な拡散型の都市構造が形成されている。

こうした低密度な拡散型の都市構造が形成されることは、行政コストの増大など、財政を圧迫し、今後、真に必要な社会資本の整備が困難になるなど、健全な自治体経営に支障を来す可能性がある。

このようなことから、本市では、20年度に新たな高松市都市計画マスタープランを策定し、集約拠点への都市機能の集積と市街地の拡大抑制によるコンパクトで持続可能な都市構造「多核連携型コンパクト・エコシティ」の実現に取り組むこととしている。

人口減少・超高齢社会を見据え、30年、50年後においても、活力を失わず、市民が生き生きと暮らせるコンパクトで持続可能なまちづくりは、本市の重要な都市課題であり、その実現に向けては、目指すべき都市構造の考え方を市民と共有し、理解と協力を得ながら、各種施策・事業の推進に着実に取り組むことが重要である。

このため、集約拠点に都市機能を誘導するためのまちづくり施策について、市民ニーズ等を把握し、福祉や環境・経済政策など総合的な視点から検討を行うため、23年度に学識経験者等で構成するコンパクト・エコシティ推進会議を設置した。

同推進会議の会議を経て、25年1月に市長へ提出された答申を踏まえ、同年2月、本市のまちづくり施策を取りまとめた「多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画」を策定した。

25年5月には、この推進計画に掲げる施策の推進に関し、広く市民の意見を聴くためのコンパクト・エコシティ推進懇談会を設置し、進行管理や事業内容をPDCAサイクルに基づき全庁体制で実施するとともに、まちづくりの理念や必要性を分かりやすく説明する周知用映像資料を作成し、周知・啓発に努めている。

また、26年8月、都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行により、市町村は、住居や都市機能増進施設の立地の適正化や誘導など、都市計画マスタープランの具体的な施策を定める、立地適正化計画が策定できることとなった。この計画は、コンパクトシティ・プラス・ネットワークを軸とするものとされているなど、本市が取り組んでいる多核連携型コンパクト・エコシティの理念と一致しており、大きな後押しとなるものと考えている。本市では、立地適正化計画の策定に向けて、27年度に実施した現状分析、将来人口動態等の基礎調査に基づき、28年度には、住居や都市機能誘導区域の設定及び誘導施策の検討を行い、計画（素案）を取りまとめた。また、29年度には、住民説明会等意見聴取等を行い、原案化作業等を経て、30年3月に「高松市立地適正化計画」を策定し、同年4月に「多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画」を改定した。

令和元年6月、高松市立地適正化計画に基づき、都市構造の集約を図るため、市街地拡大に係る土地利用規制に加え、居住誘導区域への居住等を緩やかに誘導していくためのインセンティブとなる効果的な支援制度など、総合的な施策パッケージを取りまとめ、同年10月には、居住誘導区域内に住宅を建設・購入する者に一定の財政支援を行うとともに、住宅金融支援機構と協定を結ぶことで、対象者のフラット35のローン金利を引き下げる、高松市住宅取得支援事業を開始した。

今後も、規制と誘導の施策をバランスよく、効果的に組み合わせながら、都市構造の集約化に向けた施策・事業を推進していく。

(17) 立地適正化計画

高松市立地適正化計画では、3種類の都市機能誘導区域及び居住誘導区域をはじめ、各都市機能誘導区域において誘導施設を設定した。また、本市独自に居住誘導区域外で良好な都市基盤を保全する区域として一般居住誘導区域を設定した。

平成30年4月1日に、居住誘導区域以外における開発行為等の動きや都市機能誘導区域以外における誘導施設の立地動向を把握することで、持続可能なまちづくりを目的とした誘導施策の検討に役立てるため、立地適正化計画に係る届出制度の運用を開始した。

また、31年3月に高松市立地適正化計画を改定し、ことடன்新駅（太田～仏生山駅間）の駅前広場整備に係る区域を都市機能誘導区域及び居住誘導区域に追加した。

また、令和2年7月に太田～仏生山駅間新駅の周辺地域において、ことடன்新駅（太田～仏生山駅間）周辺地区都市再生整備計画事業の実施に伴い、バス・電車などの公共交通の利便性向上が図られる区域を都市機能誘導区域及び居住誘導区域に追加するとともに、水防法改正に伴い、洪水浸水想定区域図を更新した。

(18) 総合的な住宅政策の推進

本市においては、今後、少子・超高齢化や世帯数の減少により、空き家はさらに増加する見込みであり、これまでの住宅の「量の確保」から「質の向上」を図るとともに、多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画及び立地適正化計画における居住誘導区域内の既存ストックの活用に対し支援することで、居住誘導区域内への定住を促進する必要がある。

このような中、線引きの廃止や居住志向など、本市の地域特性に対応した施策・事業の展開を後押しするため、令和2年3月に「豊かな住まいづくり条例」を公布・施行し、同年6月から香川県の空き家バン

クに登録されている市内の売却用物件を対象に、既存住宅状況調査（インスペクション）及び既存住宅売買瑕疵保険の加入経費の一部を補助する、「高松市安心あんぜん住宅事業」を開始した。

また、コンパクトで持続可能なまちづくりの実現に当たっては、住まいの確保は重要な役割を担っており、さらに近年の脱炭素社会の実現に向けた対応や情報通信技術の急速な発展などによる暮らしに対する価値観の多様化に対応した住まいや住環境を整えていくため、住宅施策の基本方針や方向性を明確にし、住宅施策の推進を図ることを目的として、4年3月に住宅施策のマスタープランとなる「高松市住生活基本計画」を策定した。

2 景 観

(1) 美しいまちづくり条例

良好な景観の形成や環境美化の推進に関する施策を一体的に推進するための基本条例として、平成21年12月21日に「高松市美しいまちづくり条例」を制定した。

この条例の基本理念に掲げる「良好な景観の保全・形成・創出」・「環境美化の推進」・「市・市民・事業者の協働」の実現に向け、美しいまちづくりに関する施策の総合かつ計画的な推進を図るため、景観施策の指針となる「高松市美しいまちづくり基本計画」を23年3月31日に策定した。

23年度から、美しいまちづくりに対する意識の高揚を図るため、美しいまちづくりに著しく寄与していると認められる建築物等や活動を対象に、高松市美しいまちづくり賞として表彰を行っている（23年度建築物等6件、活動3件、27年度建築物等6件、広告物2件、活動等2件、令和元年度建築物等6件、活動等2件）。

(2) 景観条例（旧都市景観条例）

平成5年3月25日に、高松らしい個性ある都市景観の形成を図るため、「高松市都市景観条例」を制定し、優れた都市景観を形成していくための指針となる「都市景観基本計画」を定めるとともに、景観形成に大きな影響を与える大規模建築物等の届出制度の運用に向けて、大規模建築物等のガイドライン（誘導基準）を策定した。

6年度から、大規模建築物等の届出制度の運用が始まり、誘導基準及び都市景観アドバイザーの意見を基に、優れた都市景観の形成に向けて助言及び指導を行っている。

23年度に「高松市美しいまちづくり基本計画」に定める目標を推進するため、景観法に基づく「高松市景観計画」を策定するとともに、24年3月27日に、現行の「都市景観条例」を「景観条例」に改正し、同年7月1日に施行した。また、景観計画に定める良好な景観を形成するための行為の届出制度を開始した。

27年度に、景観計画の景観形成重点地区として、従来の栗林公園周辺地区、仏生山歴史街道地区及び都市軸沿道（11・193号等）地区に加え、屋島地区及び讃岐国分寺跡周辺地区を追加指定した。

景観条例に基づく建築物等届出状況

（3年度）

区分	届出件数（件）	通知件数（件）
建築物	36	3
工作物	41	2
開発行為	27	1
合計	104	6

(3) 屋外広告物の規制

「屋外広告物」とは、屋外広告物法では、常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、貼り紙及び貼り札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、または表示されたもの並びにこれらに類するものをいい、様々な情報を提供するものであるが、その無秩序な設置は、街の景観を損ね、時には危害を及ぼす恐れもあることから、香川県においては、昭和40年7月20日に香川県屋外広告物条例を制定し、許可等を行ってきた。

本市においては、平成11年4月1日の中核市への移行に伴い、10年12月18日に高松市屋外広告物条例を制定し、11年4月1日から同条例に基づき、許可等の事務を行っている。

また、香川県屋外広告物関係機関連絡会（会員：国・県・高松市・四国電力・NTT・香川県屋外広告美術協同組合等）と連携し、貼り紙、貼り札等の違反広告物の簡易除却及び県下一斉取締りを実施（28年度まで年2回、29年度から年1回、令和2年度及び3年度は新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、県及び高松市のみで実施）するとともに、条例制定により新たに許可対象となった自家用広告物や違反広告物等の現況を把握するため、定期的に屋外広告物調査を実施し、それに基づき、順次、周知文等による是正指導を行っている。

16年度から、市民の参加と協働によって違反広告物のない美しいまちづくりを推進するため、市長の委任を受けた市民等が違反広告物の簡易除却を行う市民委任簡易除去制度を実施している。

17年度には、屋外広告物法の改正に伴い、10月1日から屋外広告業の登録制度の運用を開始したほか、広告物等の管理者について資格要件を定めた。また、合併した6町で、許可地域等を新たに指定した。

25年度には、景観計画に定める「屋外広告物の行為の制限に関する基本的な事項」に基づく屋外広告物条例の改正を行い、26年4月1日に施行した。

なお、条例の改正に伴い、改正前に適法に表示・設置されている屋外広告物で、改正後の基準に適合しなくなったものについては、10年間の経過措置期間を設けるとともに、美しいまちづくりの実現に向け、改修等に要する経費に対して、補助金の交付を行っている。

29年度には、屋外広告物の安全点検義務に関する事項を追加した屋外広告物条例の改正を行い、30年3月28日に施行した。

屋外広告物許可状況

(単位：件)

年度		29	30	元	2	3
広告物の種類						
	貼り紙	0	0	0	0	0
	屋上広告	176	127	112	163	151
	消火栓標識添加	39	3	30	30	6
	バス停標識表示	2	0	0	0	0
電柱	巻付	0	2,398	0	0	0
	添加	0	243	30	0	0
	突き出し広告	38	45	25	37	45
	壁面広告	905	788	705	866	879
野立	広告板	947	863	790	944	847
	広告塔	0	0	0	0	0
	広告幕	16	15	7	4	1
	合計	2,123	4,482	1,699	2,044	1,929

屋外広告業登録状況

年度	29	30	元	2	3
屋外広告業登録件数（件）	21	24	61	47	24

※ 令和3年度末現在屋外広告業登録業者数 728件

(4) 風致地区内における建築等の規制に関する条例

風致地区は、都市における樹林地、海浜地などの良好な自然的景観及びそれと一体となった史跡名勝等を含む区域の環境を保全し、良好な都市環境を維持することを目的として定める都市計画で、これまで、高松風致地区、芝山風致地区を決定していた。

平成12年の都市計画法改正を受けた、線引き廃止を柱とする都市計画の見直しに伴う都市化の進展により、土地利用状況が大きく変化し、地区指定を存続していく意義が失われている芝山風致地区を廃止するとともに、高松風致地区についても、一部区域を見直す変更を行い、16年5月17日に決定した。

風致地区内で建築、宅地造成等を行う場合に、県が、風致地区内における建築等の規制に関する条例に基づき、周辺の土地の風致と調和するよう許可（建蔽率40%、高さ13m以内、壁面後退距離1m（敷地境界から）・3m（道路境界から）以上等）等の事務を行っていたが、11年4月1日の中核市移行に伴い、県から事務が移譲されたことから、県条例に基づき許可等の事務を行っている。16年4月1日には、県条例が改正され、敷地面積に対する敷地内における木竹、植栽等の面積の割合等が許可要件として追加された。

24年度には、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第2次一括法）」の成立に伴い、風致地区内における建築物の建築等の行為の規制に関し必要な事項は、市町村が条例で定めることとなり、「高松市風致地区内における建築等の規制に関する条例」を制定し、25年4月1日に施行した。

風致地区の指定状況

(4.4.1現在)

名称	面積 (ha)	決定年月日	位置 (現況の町丁目による)
高松風致地区	242.038	S 6. 5. 25	栗林町一丁目、室町、東ハゼ町、峰山町、宮脇町二丁目、西宝町二丁目、西宝町三丁目、室新町、中野町
	約230	H16. 5. 17	宮脇町周辺及び峰山周辺の区域変更
芝山風致地区	17.58	S11. 12. 13	香西北町、香西本町
	—	H16. 5. 17	(廃止)

3 土地区画整理

(1) 行政庁及び公共団体施行事業の概要

事業名 内容	復興土地 区画整理事業	松島土地 区画整理事業	弦打土地 区画整理事業	古高松土地 区画整理 事業	南部第1土 地区画整理 事業	太田第1土 地区画整理 事業	太田第2土 地区画整理 事業
施行面積 (ha)	358.2	64.9	47.4	10.0	28.3	78.2	360.3
事業決定 年月日	S21.9.9	S30.2.17	S41.12.1	S43.2.20	S48.3.31	S46.1.20	S62.2.20
施行期間	S21~51	S29~49	S41~53	S42~51	S47~62	S45~H7	S61~H25
事業費 (千円)	644,295	171,679	743,414	96,000	2,058,030	5,612,000	64,026,000
換地処分 公告年月日	S33.7.10 S39.1.25 S45.5.19	S44.4.30	S48.3.31	S46.1.7	S57.2.9	H1.10.13	H20.10.31

(2) 組合施行事業の概要

事業名 内容	生島土地 区画整理事業	高松浜土地 区画整理事業	高松町土地 区画整理事業	屋島土地 区画整理事業
施行面積 (ha)	37.7	18.9	12.6	58.7
設立認可年月日	S47.11.4	S48.3.31	S48.5.19	S48.6.5
施行期間	S47~56	S47~53	S48~53	S48~56
事業費 (千円)	1,786,555	1,426,489	512,760	4,255,661
換地処分 公告年月日	S54.2.27	S51.3.11	S51.12.2	S54.6.14

4 道 路

(1) 概要

市道認定路線は、延長約2,400kmであり、舗装率は約96%である。

市道は、生活道路としての役割が大きく、国道・県道等の幹線道路を結ぶ重要な道路であるので、市道への通過車両の流入、さらに、車両の大型化等により、道路の新設改良や拡幅整備に努めている。

一方、通勤・通学・買物等の生活道路の安全確保を図る必要性があることから、これらの道路の舗装整備など、適切な維持修繕及び管理に努めている。

(2) 市内道路状況

(4.4.1 現在)

区分	延長(m)			舗装率 (%)
	舗装道	砂利道	合計	
国道	42,364	0	42,364	100.0
県道	405,876	0	405,876	100.0
市道	2,290,084	98,280	2,388,364	95.9

※ 県道は令和3年4月1日現在

(3) 高松市管理橋梁

(4.4.1 現在)

区分		橋梁数		橋梁区分			
		うち 緊急輸送路	うち 歩道橋	100m以上	15m以上 100m未満	5m以上 15m未満	5m未満
合計	1,490	14	40	13	164	370	943

(4) 橋りょう改築修繕事業

本市が管理する橋梁は、その多くが高度成長期において建設され、現在、建設後50年を経過する橋梁はほとんど存在しないものの、これら橋梁が一斉に更新時期を迎えた場合、大きな財政負担が生じることになる。

このため、損傷が軽微なうちに計画的に予防的な修繕を行い、橋梁を長寿命化させ、道路交通の安全確保と更新等のコスト縮減を図ることを目的に、平成22年10月に策定、令和2年4月に改定した「高松市橋りょう長寿命化修繕計画」に基づき、令和3年度末までに38橋の修繕を完了した。

(5) 交通安全施設整備状況

道路交通の安全かつ円滑で快適な道路交通環境の整備を図るとともに、交通事故の発生を防止するため、周辺住民の意見や道路形態を調査し、実態に即した安全施設整備として、カーブミラー・防護柵を重点に、次のとおり整備を行った。

施設名	3年度整備分	施設名	3年度整備分
道路照明灯	61基	防護柵	767m
カーブミラー	108基		

(6) 不法占用対策

市道上を不法占用している物件は、商品のはみ出し、自動販売機、置看板、放置自動車等多岐にわたり、通行の障害または街の美観を損ねており、パトロール・通報等により撤去指導を行っているが、対象件数等が広範囲にわたるため、地元商店街等地域団体の協力を得ながら取り組んでいる。

(7) 自転車利用環境整備事業

平成20年11月に、「自転車を利用した香川の新しい都市づくりを進める協議会高松地区委員会」において策定した「高松市中心部における自転車ネットワーク整備方針」に基づき、関係機関が相互に連携し、

自転車道などを整備することにより、自転車を本市の重要な都市交通手段として有効に活用し、歩行者と自転車の安全で快適な空間の確保や、人と環境に優しいまちづくりを目指している。

令和3年度は、五番町西宝線において、庫町西通町線との交差箇所から西へ約0.2kmの自転車道整備、塩屋町錦町線において、車道混在（矢羽根型路面表示）の整備を行った。3年度までに11.2kmを整備した。

(8) たかまつマイロード事業

たかまつマイロードは、道路愛護団体が自発的意思のもと、市が管理する道路の一定区間の清掃・緑化等の維持管理を行うもので、市はこれを支援することにより、道路の環境美化だけでなく道路への愛護意識の高揚を図り、道路利用者のマナー向上を啓発することを目的としている。平成13年度のモデル実施（5団体）に引き続き、同制度のPR等に積極的に取り組み、令和4年4月1日現在では127団体を認定しており、道路の環境美化推進に努めている。

(9) 私道整備事業助成制度

私道整備事業助成制度は、私道の通行の安全を確保し市民の生活環境を改善することを目的として平成26年度から創設したもので、団地内道路など地域で維持・管理している私道について、一定の基準を満たす場合、舗装及び道路排水構造物を改修する工事費の一部を助成する制度である。補助率は、市が定める施工単価を上限とする補助金交付対象経費に対して、行き止まり道路の場合は60%、公道から公道へ通り抜ける部分については80%としている。

5 河 港

(1) 港湾

本市には、県管理の重要港湾高松港、地方港湾牟礼港のほか、市管理の女木・男木・立石・石場・長崎鼻・久通・庵治・葛原・大島の9港があり、港湾の概要及び整備状況は次のとおりである。

ア 県管理港湾（高松港）

(ア) 施設状況

（4.4.1現在 単位：m）

港湾の種類		重要港湾（S26.1.19）							
主な港湾の施設	外郭施設	43,283(防波堤4,684、導流堤782、護岸30,398、その他7,419)							
	係留施設	水深							
		-2.0以下	-2.1以上 -4.5未満	-4.5以上 -7.5未満	-7.5以上 -9.0未満	-9.0以上 -12.0未満	-12.0以上	計	
	揚岸・壁・浅物橋	公用	2,006	3,483	3,021	1,200	898	240	10,848
		専用		139	186				325
		合計	2,006	3,622	3,207	1,200	898	240	11,173
	浮棧橋	公用		555					555
		専用		15					15
		合計		570					570
	係船くい	公用			0				0
専用				186				186	
合計				186				186	

(イ) 高松港整備事業

令和4年度は、国直轄事業として、朝日地区において国際物流ターミナルの航路（-12m）しゅんせつ及び複合一貫輸送ターミナルの耐震強化岸壁整備（-7.5m）を行う。また、県事業として、朝日地区ほかにおいて地震・津波対策等を、玉藻地区において緑地の整備を行う。

(ウ) 高松港港湾計画及び方針

高松港、高松港周辺地域において、本州四国連絡橋（児島～坂出ルート）及び高松空港が供用されるとともに、四国横断道等の高規格道路網の整備が進められるなど、高速交通ネットワークの形成が図られてきており、今後も、環瀬戸内海圏の一翼を担う地域として発展していくことが期待されている。

このような状況の中、高松港においては、地域の国際化、社会の情報化・成熟化の進展に対応しつつ、船舶の大型化への対応など物流の効率化や機能強化を図ることが求められている。また、背後都市における住工混在の解消を進め、環境改善を図るための用地の確保や、豊かな市民生活を実現するための快適なウォーターフロント空間の形成など、多様な要請が寄せられている。

このような情勢に対処するため、高松港港湾計画を平成9年11月に改訂した。なお、港湾計画の基本方針は次のとおりである。

- a 香川県東部における流通拠点として、国際的な産業・貿易構造の変化や船舶の大型化等に対処しつつ、外貿機能の拡充・強化を図る。
- b 港湾における快適で潤いのある環境を創造するため、緑地等の親水空間の確保を図る。
また、海洋性レクリエーション需要の増大に対処するため、マリーナを中心とした海洋性レクリエーション機能の充実を図る。
- c 背後都市における住工混在の解消を進め、環境改善を図るための用地を確保する。
- d 港湾と背後地域との連絡を図るとともに、港湾内の円滑な交通を確保するため、臨港交通体系の充実を図る。
- e 大規模地震災害時の緊急避難及び緊急物資輸送等の対策を進める。
- f 多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間を形成するため、陸域300haと水域3,100haからなる港湾空間を以下のように利用する。
 - (a) 朝日地区は物流関連・危険物ゾーンとする。
 - (b) 玉藻地区から西浜地区にかけては交流拠点・緑地レクリエーションゾーンとする。
 - (c) 弦打地区は物流関連・生産ゾーンとする。
 - (d) 香西地区は生産・緑地レクリエーションゾーンとする。
 - (e) 神在地区は船だまり関連ゾーンとする。
 - (f) 生島地区は緑地レクリエーション・船だまり関連ゾーンとする。

その後、クルーズ客船の大型化に対応するため、玉藻地区の受入れ岸壁を2万トン級から5万トン級に変更するなど、11回にわたり港湾計画の変更を行っている。

今後は、高松港が四国における物流・交流拠点として発展するよう、港湾管理者である県とともに、長期構想を踏まえ、港湾利用の在り方を検討し、計画的な港湾機能の強化を進める。

イ 市管理港湾

(4.4.1 現在)

港湾名	概要	種類	所在地	港湾の認可 年月日	管理者決定 年月日	施設延長 (m)	
						外郭施設	係留施設
女木港		地方港湾	女木町	S38.10.29	S38.11.5	2,926	751
男木港		地方港湾	男木町	S38.10.29	S38.11.5	964	441
立石港		地方港湾	屋島東町	S38.10.29	S38.11.5	1,897	539
石場港		地方港湾	屋島東町	S38.10.29	S38.11.5	712	110
長崎鼻港		地方港湾	屋島東町	S38.10.29	S38.11.5	22	—
久通港		地方港湾	牟礼町・庵治町	S39.2.11	S39.2.12	1,132	316
庵治港		地方港湾	庵治町	S39.2.12	S39.2.12	1,834	267
葛原港		地方港湾	庵治町	S38.4.5	S39.2.12	390	—
大島港		地方港湾	庵治町	S38.4.5	S39.2.12	492	167

整備概要

年度 港湾名	29	30	元	2	3
女木港	防食工 L=18.0m	防食工 L=18.0m 照明灯改良工 N=11本	防食工 L=35.0m アンカーチェン 改良工 N=2本 長寿命化計画策定 一式	防食工 L=25.0m 防舷材工 N=19基 長寿命化計画策定 一式	防食工 L=47.2m 防食調査 一式 防舷材設計 一式
男木港			長寿命化計画策定 一式		防舷材設計 一式
立石港				長寿命化計画策定 一式	整地工 V=396m ³ 地籍測量 一式
石場港	物揚場改良工 L=7.5m		物揚場改良工 L=24.4m	物揚場改良工 L=19.2m	
大島港		舗装工 A=470m ² 浚渫工 V=794m ³		地質調査 N=一式 基本設計 N=一式 長寿命化計画策定 一式	測量設計 一式 潜水調査 一式 ブロック制作 N=13個 法定検査 一式
庵治港	地質調査、測量設計 一式	胸壁工 L=205m	胸壁工 L=317.9m 陸こう N=5基	胸壁工 L=37.5m 坂路工 L=21.7m フラップゲート N=5基 長寿命化計画策定 一式	胸壁工 L=83.4m 陸こう N=7基 法定検査 一式
久通港		道路改良工 L=146m			計画策定 一式
葛原港				長寿命化計画策定 一式	

令和4年度は、防災・安全交付金事業として、女木港において老朽化対策事業に着手する予定である。

また、久通港をはじめ、港湾施設の定期点検等を順次に進め、久通港においては、新たに事業化する地震・津波対策事業の調査や計画書策定を行うとともに、地方創生港整備推進交付金を活用し、大島港改修事業として、大島港の実施設計を基に工事に着手する。単独県費補助事業として、女木港では、照明灯改良事業を行い、庵治港において臨港道路改良事業を実施する。男木港においては、付属施設改良事業に着手する。

(2) 漁港

本市には第二種漁港の高松漁港、庵治漁港をはじめ、第一種漁港の亀水・浦生・西浦・男木・房前・江の浜・竹居・鎌野・篠尾・高尻の12漁港があり、沿岸漁業、養殖漁業の基地として利用されている。

各漁港の概要は次のとおりである。

(4.4.1現在)

漁港名	概要 種類	所在地	漁港の認可 年月日	管理者決定 年月日	施設延長 (m)	
					外郭施設	係留施設
高松漁港	第二種	瀬戸内町、浜ノ町	S26. 8. 21	S29. 6. 26	3,785	2,605
亀水漁港	第一種	亀水町	S27. 11. 10	S31. 10. 25	1,259	469
浦生漁港	第一種	屋島西町	S27. 11. 10	S30. 8. 2	1,029	160
西浦漁港	第一種	女木町	S29. 10. 30	S31. 10. 25	816	120
男木漁港	第一種	男木町	S57. 3. 12	S57. 3. 27	833	220
房前漁港	第一種	牟礼町	S27. 5. 7	S29. 6. 26	740	216
庵治漁港	第二種	庵治町	S27. 7. 29	S29. 6. 26	3,719	2,176
江の浜漁港	第一種	庵治町	S29. 10. 30	S29. 6. 26	528	105
竹居漁港	第一種	庵治町	S29. 10. 30	S29. 6. 26	630	245
鎌野漁港	第一種	庵治町	S29. 10. 30	S29. 6. 26	930	228
篠尾漁港	第一種	庵治町	S27. 11. 10	S29. 6. 26	251	103
高尻漁港	第一種	庵治町	S27. 5. 7	S29. 6. 26	265	-

整備概要

年度 施設	29	30	元	2	3
高松漁港	護岸工 一式 胸壁工 L=10.0m 陸こう N=1基	防食工 L=201.8m	防食工 L=204.6m 長寿命化計画策定 一式	防食工 L=157.9m 長寿命化計画策定 一式	
亀水漁港			照明灯改良工 N=4本 長寿命化計画策定 一式	長寿命化計画策定 一式	
男木漁港	胸壁工 L=54.3m 陸こう N=8基			長寿命化計画策定 一式	
西浦漁港				長寿命化計画策定 一式	
庵治漁港	陸こう N=3基	長寿命化計画策定 一式 防波堤改良工 L=130.4m	照明灯改良工 N=14本	浮棧橋改良工 一式 長寿命化計画策定 一式	浮棧橋実施設計 一式 法定検査 一式
江の浜漁港		護岸工 L=39.5m 防波堤改良工 L=129.6m	照明灯改良工 N=13本 長寿命化計画策定 一式	照明灯改良工 N=3本	照明灯改良工 一式
竹居漁港		長寿命化計画策定 一式	照明灯改良工 N=6本	長寿命化計画策定 一式	
鎌野漁港	護岸工 L=203.2m 胸壁工 L=138.5m	護岸工 L=39.8m	長寿命化計画策定 一式		
房前漁港		地質調査 一式	基本設計 一式 実施設計 一式	胸壁工 L=156.9m 陸こう N=7基 基本設計 一式 実施設計 一式 長寿命化計画策定 一式	護岸工 L=33.5m
篠尾漁港					
高尻漁港				長寿命化計画策定 一式	
浦生漁港		長寿命化計画策定 一式	照明灯改良工 N=5本	長寿命化計画策定 一式	

令和4年度は、庵治漁港において地方創生港整備推進交付金を活用し、浮棧橋の改修工事及び水産基盤整備事業等補助金を活用し、物揚場等の防食設計を実施する。また、単独県費補助事業として、房前漁港及び亀水漁港において漁港改良事業を実施する。

(3) 生活排水路の整備（溢水対策含む）

生活排水路整備事業は、主として用途地域内及び住宅近接区域において、生活排水等による水質悪化や、通水不良となっている水路の改良を行い、生活環境の改善を図るもので、関連して、地元関係者・団体で行った、しゅんせつ土砂等の処理も併せて実施している。

また、近年多発する集中豪雨等による水路からの溢水の軽減を図るため、発生原因を調査して地域の実態に応じた溢水対策事業を行っている。

令和3年度は、機能回復や機能拡大など48件の整備を実施し、4年度は50件の整備を予定している。

(4) 急傾斜地崩壊対策

急傾斜地の崩壊による被害のおそれのある集落について、移転適地がなく、かつ、工事費が至大で、土地の所有者等において崩壊防止工事を施工することが著しく困難または不適切と認められるもので、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律によって急傾斜地崩壊危険区域の指定を受けた地区について、規模が大きく国の採択基準に係るものは県工事として、また、県費補助採択基準に係るものは市工事として実施している。令和3年度の市事業は鎌野（6）地区、西宝町（7）地区、音川（2）地区で実施し、4年度は音川（2）地区、八丁（4）で実施予定である。

なお、平成18年度以降の市工事の新規事業については、受益者から分担金（事業費の10分の1）を徴収している。

急傾斜地崩壊危険区域の状況 [県指定]

(4.4.1 現在)

地区名	指定場所	区域の面積 (ha)	指定年月日
王の下	庵治町 (荒浜)	5.61	S47. 2. 10
西宝町	西宝町三丁目	0.80	S48. 2. 28
屋島西町 (1)	屋島西町 (浜畑、飛石)	3.01	S49. 2. 23
西宝町	西宝町三丁目、郷東町	0.94	S51. 5. 13
王の下	庵治町	1.05	S53. 1. 24
室町	勅使町、西春日町	1.71	S55. 9. 2
亀水	亀水町 (小坂南)	0.75	S56. 5. 2
亀水北	亀水町	1.08	S57. 4. 23
香西西町	香西西町	0.36	S57. 12. 17
屋島西町 (2)	屋島西町 (丸山、飛石)	1.18	S59. 2. 17
室町	西春日町	0.65	S59. 8. 31
西宝町	西宝町三丁目	3.43	S63. 3. 1
神在川窪	神在川窪町 (北辺)	0.78	S63. 3. 1
御厩町	御厩町 (津内)	1.45	S63. 12. 27
亀水	亀水町	0.32	H 1. 11. 17
下中徳	塩江町安原下 (下中徳)	3.39	H 2. 2. 27
西宝町	西宝町三丁目	0.15	H 4. 6. 30
河北	塩江町安原下 (河北)	1.59	H 4. 9. 8
橋岡	国分寺町新居 (橋岡・川西)	1.56	H 5. 2. 26
男木	男木町	0.44	H 7. 3. 22
谷	庵治町	0.38	H 7. 3. 22
西宝町	西宝町二丁目	1.32	H 9. 3. 18
岩崎	香川町川東上	1.56	H 9. 3. 18
温泉通り	塩江町安原上東	2.91	H10. 3. 6
関	塩江町安原下	0.18	H10. 10. 30
屋島西町	屋島西町 (飛石、浜島)	0.50	H11. 2. 23
香西北町	香西北町、香西本町	1.21	H13. 12. 21
温泉通り	塩江町安原上東	0.41	H14. 11. 15
岩崎 (2)	香川町川東上	1.25	H14. 11. 15
鎌野	庵治町 (高砂)	0.88	H15. 5. 23
落合	塩江町安原上東	1.34	H16. 1. 9
北井 (4)	塩江町 (安原上東字北井)	1.05	H19. 4. 6
来栖	塩江町 (安原下第1号来栖)	0.66	H21. 7. 7
来栖 (2)	塩江町 (安原下第1号来栖)	0.81	H24. 1. 31
鮎滝	塩江町 (安原下第3号鮎滝上)	1.03	H24. 2. 24
亀水町 (2)	亀水町	0.45	H24. 9. 18
鮎滝	塩江町 (安原下第3号鮎滝上)	0.96	H24. 12. 11
亀水町 (2)	亀水町	1.48	H25. 1. 18
平地ノリツツ (1)	香川町浅野	0.80	H29. 5. 16
森窪 (3)	香川町東谷	1.06	H29. 5. 16
西谷	塩江町安原下第2号	1.03	H30. 3. 20
屋島西町	屋島西町 (飛石)	0.16	H31. 4. 5

(5) 柁川ダム水源地域整備事業

香東川水系柁川ダムの建設により、総面積約38ha（うち、農業面積約5ha）、住宅20戸が水没することになるため、水源地域対策特別措置法に基づき、その周辺地域の生産機能または生活環境に及ぼす影響を緩和し、関係住民の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的として、本ダムに係る水源地域（旧塩江町大字安原上東）において、平成17年度からダム完成予定年度（令和3年度）までに、生活環境、産業基盤等を計画的に整備することとしていたが、一部の市事業を繰越したことから、4年度は、市道改良事業（1路線）、林道開設事業（1路線）を実施する。

6 中心市街地の活性化

(1) 中心市街地活性化基本計画

本市は、高松丸亀町商店街の再開発事業をリーディングプロジェクトと位置づけ、第1期高松市中心市街地活性化基本計画を策定し、平成19年5月28日に国の認定を受けた。

主な事業として、アーケード整備事業（A街区からC街区まで）、高松丸亀町商店街G街区市街地再開発事業及び同関連事業が実施され、中心市街地のにぎわいの創出が図られた。

第1期基本計画の計画期間が25年3月に終了したことを受け、「中心市街地の活性化に関する法律」に基づき、新たに第2期基本計画を策定し、25年6月28日に国の認定を受けた。

第2期基本計画では、「一にぎわい・回遊性・豊かな暮らしのあるまちを目指して一」をコンセプトに、丸亀町商店街の再開発事業の効果を、商店街全域に波及するよう、現在不足している情報発信や居住者の買い物環境の機能充実、イベントの実施などにぎわいの創出に取り組んだ。

30年度から、第2期基本計画の結果・課題や中心市街地の現状を整理し、第3期基本計画の策定に着手し、令和元年6月19日に国の認定を受けた。第3期基本計画では、「来まい・住まい・楽しみまいーコンパクト・エコシティ たかまつー」をコンセプトに、商店街のさらなる活性化のために、昨今のインバウンド等、域外からの流入を喚起する新たな取組や、誰もが集まり、楽しめる中心市街地を形成する施策・事業の展開を後押しして、引き続き市街地の活性化に取り組んでいく。

元年10月から、中央商店街15か所に設置した計測カメラによる歩行者通行量の計測を開始した。

第3期高松市中心市街地活性化基本計画の目標と結果

基本的な方針	活性化の目標	評価指標	基準値	目標値	実績値
みんなが訪れたい中心市街地	サンポートエリアにおける高次（広域）都市サービス機能の充実による誘客力の向上	エリア内の主要観光施設年間入込客数	2,744千人/年 (H30)	2,890千人/年 (R6)	1,538千人/年 (R3)
みんなが巡ってみたい中心市街地	中心市街地の魅力発信による回遊性の向上	中央商店街における歩行者通行量	92,639人/日 (H29)	97,721人/日 (R6)	108,403人/日 (R3)
		新規出店数	216店舗 (H26～H30累計)	271店舗 (第3期累計)	97店舗 (R3.12時点)
みんなが豊かな人生を実現できる中心市街地	拠点間交流と住環境の整備による地域価値の向上	中心市街地の社会動態	886人 (H26～H30累計)	1,373人 (第3期累計)	80人 (R1.7～R4.3)
		ことでん3駅の乗降客数	31,751人/日 (H29)	32,057人/日 (R6)	26,035人/日 (R3)

(2) サンポート高松総合整備事業

サンポート高松総合整備事業は、本市が環瀬戸内交流圏の中核都市として、引き続き主要な役割を担い発展していくため、美しい瀬戸内海を臨む新たな文化・交流の拠点づくりや四国の玄関にふさわしい海陸交通ターミナル機能の強化など、高次都市機能を有した魅力あふれるまちづくりに香川県と一体となって取り組んでいる都市再生プロジェクトであり、高松シンボルタワーや基盤施設の整備が完了し平成16年5月20日にグランドオープンを迎えた。また、18年12月にはシンボルタワーの西側街区に、国の合同庁舎A棟（北館）が完成した。合同庁舎B棟（南館）については、19年度に基本設計、20年度に実施設計を終え、21年度中の着工を目前に整備が凍結されていたが、26年度に整備工事に着手し、29年度に完成した。

サンポート高松総合整備事業の事業費 (単位：百万円)

事業名	事業費	負担区分			
		国	県	市	民間等
港湾関連	31,827	11,317	13,554	6,507	449
土地区画整理関連	51,226	12,132	27,575	11,284	235
都市整備関連	15,453	1,955	6,993	6,104	401
基盤整備合計	98,506	25,404	48,122	23,895	1,085
高松港旅客ターミナルビル等	5,099		4,328		771
高松シンボルタワー	38,714		8,443	19,150	11,121
高松合同庁舎（A棟）	9,000	9,000			
高松合同庁舎（B棟）	8,600	8,600			
上物施設合計	61,413	17,600	12,771	19,150	11,892

(3) 市街地再開発事業

本市の中心市街地に位置し、都市活動の重要な拠点である瓦町駅周辺地区や片原町駅周辺地区、丸亀町商店街では、社会経済の変化や郊外のインフラ整備の進展による商業施設の郊外進出、人々のライフスタイルの多様化、居住人口の減少など、様々な問題が発生している。

このため、片原町駅周辺地区については、商業の活性化、居住環境の改善を図ることを目的に、瓦町駅周辺地区については駅前広場等の交通結節機能の強化と駅東地区の開発促進を図るため、また、丸亀町商店街については居住環境を備えた個性的で魅力的な商店街づくりに向け、計画・事業を進めている。

ア 片原町駅周辺地区

市街地再開発基本構想を踏まえ、昭和61年度に市街地再開発事業の指針・目標となる基本計画調査を実施し、63年度に駅西地区において市街地再開発準備組合が設立された。しかし、社会経済情勢の激変などによる事業推進が厳しい状況となったことから、準備組合においても、地区を4街区に分割し、地区全体の調和を図りながら街区ごとに事業を推進していくことが決定された。そして、平成6年12月に、再開発の気運が高い商店街の南地区（第3街区）において準備組合が設立され、8年2月に市街地再開発事業の都市計画決定を行い、9年3月に市街地再開発組合が設立された。そして、本市の生涯学習中核施設を再開発ビル内に整備することで、11年9月に権利変換計画の知事認可を受け、12年2月に施設建築物工事に着手し、14年2月13日に竣工した。今後は、他の街区における住環境の改善等に向けた方策の検討に努めることにしている。

(ア) 片原町駅西第3街区市街地再開発事業の概要

事業名 片原町駅西第3街区第一種市街地再開発事業
 施行者 片原町駅西第3街区市街地再開発組合
 所在地 高松市片原町の一部及び百間町の一部

地区面積	0.39ha	建築敷地面積	2,802㎡	建築面積	2,142㎡
延床面積	16,803㎡	住宅	94戸	事業期間	平成6～14年度
総事費	約59億円（うち組合負担42億円）				
補助金	国費 8億5,000万円、県費 4億2,500万円、市費 4億2,500万円				

イ 瓦町駅東地区

当地区の商業核となる、コトデン瓦町ビルと鉄道高架を見据えたまちづくりを推進するため、平成8～9年度に、駅前広場や東西道路などの公共施設と一体となったまちづくりを目指した整備計画調査を実施した。

これに基づき、10年7月に都市計画道路瓦町松島線（駅東口駅前広場を含む。）の都市計画決定を行い、11年度には、都市計画道路瓦町松島線の路線測量、用地調査を行った。しかし、22年3月、事業主体である県が琴電の連立事業を中止したことから、関連事業である都市計画道路の整備については、将来を見据えた本市にふさわしい交通体系を構築するため、22年11月に策定された「高松市総合都市交通計画」を踏まえ、交通結節拠点としてターミナル機能の強化が図られるよう、琴電やバス事業者と協議・検討を行うこととした。

ウ 瓦町駅西地区

平成19年4月に、常磐町商店街を中心とした瓦町周辺まちづくり協議会が設立され、活性化に向け協議・調整が行われている。この検討状況や事業熟度を見極めながら、高松市中心市街地活性化基本計画に基づく、中心市街地低未利用地を有効高度利用するための調査事業を実施し、効果的な活性化方策を検討する。

エ 丸亀町商店街

平成3年度に、中心商業地区約27haについて、魅力あるまちづくりを行うためのマスタープランである市街地総合再生計画（地区更新基本計画）を策定した。地元権利者の再開発事業に対する気運が高まった丸亀町商店街のA街区で6年に、G街区で7年に、それぞれ準備組合が設立された。13年3月にはA・G街区の都市計画決定を行い、G街区は同年10月に、A街区については14年11月に再開発組合が設立された。また、14年10月に高松駅周辺地区とともに都市再生緊急整備地域の指定を受け、隣接する商店街やデパートと一体になったまちづくりを進めるため、16年4月、A街区・内町街区の約1.5haにおいて都市再生特別地区の都市計画が決定され、A街区については、16年10月に権利変換計画の認可を受け、17年3月に施設建築物工事に着手、18年11月に竣工し、同年12月10日に完成式典を行った。

G街区については、20年度に再開発ビルの商業床の、より健全な運営を確保するため、厳しい社会経済状況や中心商店街の売上げの減少等を踏まえ、施設規模、事業費削減等の再検討を行い、21年6月に都市再生特別地区の都市計画の決定を行い、事業計画の変更を経て、22年1月に権利変換計画の認可を受け、同年3月に既存建物の解体工事に、同年11月に再開発ビルの新築工事に着手、24年3月に竣工し、完成式典を行った。

他の街区（兵庫町、B～F街区）については、早期の活性化を図るため、部分的な共同建て替え等による小規模連鎖型再開発を推進することとしている。高松丸亀町商店街振興組合では、B～F街区について、19年1月に、まちづくりの原則である街並み誘導型地区計画の提案を行い、20年4月23日に都市計画決定された。このうちB・C街区については、20年5月から順次再開発ビルの工事に着手し、22年3月に竣工した。また、丸亀町商店街C街区の一部と大工町、磨屋町を市道塩屋町錦町線で連結した街区で、まちなか居住の推進と利便性を向上させる施設を一体的に整備するため、30年6月に都市計画決定を行った。31年3月の再開発組合設立後、令和2年5月に権利変換計画が香川県知事に認可され、4

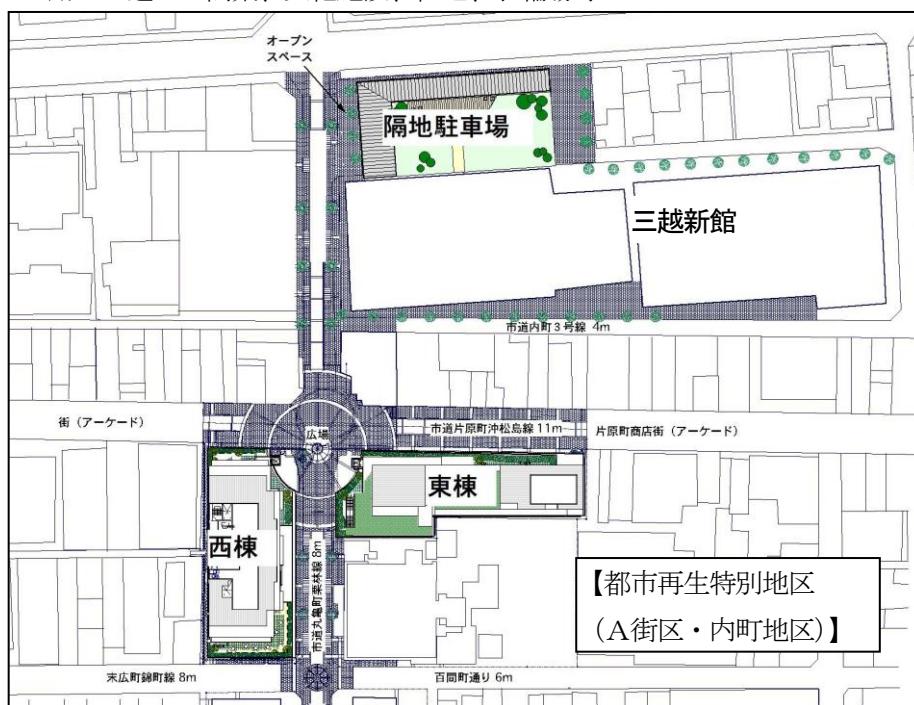
年1月に大工町街区の駐車場、子育て支援施設等が竣工し、磨屋町街区の除却工事に着手している。これらの再開発事業は、元年6月に認定を受けた第3期高松市中心市街地活性化基本計画の柱となる主要事業に位置づけられている。

(ア) 高松丸亀町商店街G街区市街地再開発事業の概要

事業名	高松丸亀町商店街G街区第一種市街地再開発事業		
施行者	高松丸亀町商店街G街区市街地再開発組合		
所在地	高松市丸亀町、鍛冶屋町、古馬場町、瓦町の一部		
地区面積	1.20ha	建築敷地面積 約8,900㎡	建築面積 約7,100㎡
延床面積	約44,000㎡	総事業費 約152億円	
用途	商業、住宅、ホテル、駐車場、駐輪場等		

(イ) 高松丸亀町商店街A街区市街地再開発事業の概要

事業名	高松丸亀町商店街A街区第一種市街地再開発事業		
施行者	高松丸亀町商店街A街区市街地再開発組合		
所在地	丸亀町、片原町の一部		
地区面積	約0.44ha	建築敷地面積 約3,166㎡	建築面積 約2,762㎡
延床面積	約16,576㎡	総事業費 約69億円	
用途	商業、文化施設、住宅、駐輪場等		



オ 南部3町商店街

常磐町商店街の旧ジャスコ跡地の再整備として、民間事業者が事業主体となり、国の優良建築物等整備事業を活用し、令和元年度から医療施設、共同住宅等の整備に着手している。この再整備は商店街における、にぎわいの創出・回遊性の向上やまちなか居住の促進につながる事業として、第3期高松市中心市街地活性化基本計画に位置づけられている。

(4) 中心市街地活性化対策

ア 商店街共同施設補助事業

高松丸亀町商店街の再開発事業等により、商店街振興組合等が一般公衆の利便を図るために整備した

商店街共同施設について、事業助成を行っている。

7 香川県農業試験場跡地等整備

高松市都市計画マスタープランにおいて、本市中部東地域の地域交流拠点に位置づけている、仏生山地区のまちづくりを推進するため、平成24年度において、県から農業試験場跡地北側エリアの譲渡を受け、地域の重要な交通結節点である琴電仏生山駅に隣接する駅前広場、市道仏生山円座線、パークアンドライドの整備など、新病院を核としたまちづくり配置計画を含む、香川県農業試験場跡地北側エリア整備基本計画を策定した。27年度は、農業試験場跡地庁舎解体工事が完了し、北側エリア内新設道路が一部完成する等、基盤整備工事を行い、拠点性の確保に向けての取組を進めた。また、28年3月に、北側エリア整備基本計画をより具体的に示すまちづくりのコンセプトを構築し、さらにそれを具現化していくため、望ましい景観づくり・環境づくりを示すデザインガイドラインを策定した。29年度は、引き続き基盤整備工事等を進め、第1期都市再生整備計画が終了したことから、事後評価を実施した。30年度はみんなの病院の開院にあわせ、「みんなの病院を核としたまち開き式典」を開催した。令和元年度は、埋蔵文化財調査の整理作業を実施するとともにエリア内の管理業務を遂行した。2年度は、仏生山交流広場を整備し、3年度は、地域交流センターを整備した。4年度も引き続き、仏生山エリアのまちづくりに重点的に取り組んでいく。

8 高松琴平電鉄連続立体交差事業

(1) 高松琴平電鉄連続立体交差事業の中止

県が事業主体として進めてきた高松琴平電鉄連続立体交差事業は、厳しい財政状況や琴電を取り巻く経済環境等から、事業推進が非常に困難となったことを踏まえ、平成21年10月に、県から香川県公共事業再評価委員会に対して「事業の中止」を諮問し、22年2月に同委員会から、県の対応方針は一定の理解ができ、やむを得ないものとの答申を受け、22年3月に事業を中止した。

令和2年度から、県が連立事業について、都市計画決定からの社会情勢等の変化を踏まえ、同事業の都市計画の在り方について存廃も視野に検討することを目的として、琴電連立検討委員会を設置した。

(2) 市街地再開発関連街路事業

高松琴平電鉄連続立体交差事業に関連し、本市が事業主体となり高松駅南線と藤塚側道を整備している。

ア 都市計画道路高松駅南線

高松駅南線は、JR高松駅と中央通りをつなぐ補助幹線道路として地区周辺の交通の円滑化を図る路線であり、平成6年12月に都市計画決定を行い、11年6月に事業認可（延長L=90m、幅員W=20m）を得、18年度までに用地取得及び一部区間の道路改良工事を行った。19年度までにおおむね用地取得を完了し、道路改良工事や舗装工事等を完成させ、20年8月11日に供用開始した。23年度には、高松駅前広場バスターミナルと周辺道路の混雑解消策として、高松駅南交通広場の整備について香川県と合意に至り、24年8月に都市計画の変更及び事業認可を得て整備に着手し、25年10月に供用開始した。

イ 都市計画道路藤塚側道1・2号線

藤塚側道1・2号線は、連立事業の円滑な実施と地区内の良好な住環境の確保と交通の円滑化を図る目的で、平成10年7月に都市計画決定を行い、12年3月に事業認可を得て、これまで連立事業と連携を図りながら事業の推進に努めてきた。しかし、県の財政再建方策で連立事業の休止の方針が出されたことから、19年度に用地取得部において舗装工事を行い、以後の事業実施は行っていない。県が22年3月に連立事業を中止したことにより、今後の事業の在り方を含め適切に対応する必要がある。

9 デジタル社会基盤の整備

「スマートシティたかまつ」の実現を目指し、都市計画、道路、公園等のインフラ分野における社会基盤情報のデジタル化を一元的かつ計画的に推進し、まちづくりの各種施策への活用をはじめ、防災・福祉などの様々な分野での活用を見据えて他分野との連携が可能となるよう、利便性の高いGISシステム基盤を整備する。

10 公共交通

本格的な人口減少社会において、地域社会を維持し活力あるものとしていくため「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりの考えのもと、将来にわたり、持続可能な公共交通ネットワークを構築していく観点から、市民・関係機関等との連携により、公共交通の利用促進に向けた施策・事業の推進や、モビリティ・マネジメントの積極的な実施により、意識の醸成に努める。

(1) 総合都市交通計画

「快適で人にやさしい都市交通の形成」を具現化するため、平成22年11月に、本市の都市交通の将来ビジョンを明らかにし、今後の交通政策の基本指針となる、高松市総合都市交通計画を策定した。

31年3月には、過度に自動車に依存しないライフスタイルの実現とともに、「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりの考えのもと、本市が進めている、ことでん琴平線の新駅整備や、現行バス路線の再編、ICTやAI等新たな技術などを盛り込み、計画の改定を行った。

(2) 公共交通利用促進条例

公共交通の利用を総合的に推進し、快適で人と環境に優しい都市交通の形成に寄与することを目的として、公共交通の利用促進に関し基本理念を定め、市、公共交通事業者、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、公共交通の利用促進に資する施策の基本的事項を定めたもので、平成25年9月27日に制定した。

(3) 公共交通利用促進事業

公共交通利用促進条例の理念を踏まえ、市民に幅広く利用される公共交通体系の構築に向けた各種施策・事業を展開している。

ア 電車・バス乗継割引拡大事業

平成26年3月1日から、I r u C aカードを利用した電車とバスの乗り継ぎ運賃割引を、現行の20円から100円に拡大し、主要鉄道駅からの支線となるフィーダー交通サービスの向上や中心市街地を運行する路線バス等の「ちょいのり」利用の促進など、電車とバスの乗継ぎの円滑化を図っている。

イ 高齢者公共交通利用運賃割引事業

平成26年10月1日から、70歳以上の市民を対象として、電車やバスの運賃を半額とする制度を実施しており、高齢者の移動の利便性の向上や、外出機会の創出などを通じた、「生きがい」や「健康づくり」に寄与している。

ウ バス・バス乗継割引事業

令和2年12月1日から、I r u C aを導入している路線バスとコミュニティバスを乗継いだ際に、100円の乗継ぎ運賃割引が適用される制度を実施している。乗継ぎに伴う運賃抵抗を軽減するとともに、公共交通空白地域における地域主体によるコミュニティバス導入の後押しとしたい。

(4) 地域公共交通再編事業

持続可能な公共交通ネットワークの再構築に向けて、既存の鉄道ストックを有効に活用し、ことでん琴平線の新駅整備と現行バス路線の再編を進めている。

新駅（三条～太田駅間）の整備は駅舎の竣工に伴い、令和2年11月28日に「ことでん伏石駅」が第一期

開業、3年11月6日には、駅前広場の完成とともにグランドオープンし、翌日の7日からは、「高松市地域公共交通利便増進実施計画」に基づき、伏石駅を拠点とするバス路線の運行を開始した。また、新駅（太田～仏生山駅間）の整備は、用地取得に着手するなど、事業の進捗に取り組んでいる。

また、タクシーを活用した新しい交通モードとなる「バタクス」の創出に向けて、4年1月17日から、仏生山川島線を対象として実証事業を開始した。

(5) 生活バス路線維持補助事業

自動車交通の進展により、香川県内の路線バス利用者数は昭和44年のピーク時との比較で、約1割程度まで減少し、路線バス事業は大変厳しい経営状況となっている。本市においても、利用客数の少ない路線において、減便や廃止が行われたが、路線バスは、市民生活に重要な役割を持った公共交通機関であることから、国・県とともに、赤字路線に対し欠損額の補助を行い、市民の足の維持・確保に努めている。

ア 令和3年度生活バス路線維持費補助実績

路線区分	事業者名	運行系統名	運行系統		補助対象期間	補助額(円)
			起点	終点		
国庫補助	ことでんバス	日生ニュータウン	県民ホール前	日生ニュータウン	R2. 10. 1 ～ R3. 9. 30	750,000
		香川中央高校	県民ホール前	香川中央高校		1,633,000
		由佐	高松駅	岩崎		2,217,000
		由佐 空港	高松駅	高松空港		919,000
		塩江	高松駅	塩江		8,184,000
		岩崎	高松駅	岩崎		246,000
		庵治	高松駅	庵治温泉		1,464,000
		医大病院	高松駅	ことでん高田駅		776,000
県費補助		弓弦羽	高松駅	弓弦羽	5,808,000	
		宮脇 弓弦羽	高松駅	弓弦羽	6,839,000	
		御厩	高松駅	県立総合プール	5,354,000	
		レインボー川島	高松駅	フジグラン十川	6,058,000	
		サンメッセ川島	高松駅	フジグラン十川	5,062,000	
合計						45,310,000

※ 国庫補助：主に国・県で補助を行う路線。国・県の補助が減額された部分を市で補填している。

県費補助：県・市で補助を行う路線。市が事業者に出した額の2分の1を県から受け入れる。

(6) コミュニティバス等運行事業

ア コミュニティバス・乗合タクシー

塩江・香川・国分寺地区のコミュニティバス等については、地域住民のニーズに即した利用しやすい運行形態へと改善するため、各地区の住民代表等で構成する「コミュニティバス等利用促進協議会」を開催し、ルート・便数・時刻表の再編や車両の小型化などの見直しに取り組んでいる。

山田地区乗合タクシーについても、引き続き、地元住民代表等で構成する「乗合タクシー等実行委員会」と協議しながら、利用しやすい運行形態に向けた改善に取り組んでいるほか、本委員会がバス停の管理・修繕や、バス停等周辺企業へ協賛金を募ることにより一部運行維持経費を賄っている。

本市では、平成22年度に新たに運行を開始するコミュニティバスについて、地域が主体となって運行していく枠組みを定めた補助採択基準を策定し、23年度から西部地区乗合タクシー（28年10月1日から運休）へ、24年度からまちバス（27年10月1日から、まちなかループバスへ統合）への補助を開始した。

26年度には、コミュニティバス等の運行を希望する地域住民が設立する組織に対し、運行ルートや資金計画を策定するための活動等を支援する制度を、また、令和元年度には、試験運行補助制度を創設し、同年10月からは、檀紙地区乗合タクシー試験運行事業を開始したが、新型コロナウイルス感染症の影響などもあり、利用が伸びず低調であったことから、令和3年度をもって運行を終了した。

平成26年10月1日から、コミュニティバス等についても、I r u C aシステムを導入し、本市の運賃割引制度の適用が可能となるなど、公共交通の利便性の向上に努めている。

(ア) 運行路線等

(4.3.31 現在)

	路線長	運行便数	停留所
塩江町 コミュニティバス	塩江～奥の湯：8.9km 塩江～上地：4.2km 塩江～菅沢：3.9km 塩江～塩江中学校：2.5km 奥の湯～松尾：1.5km 奥の湯～大屋敷橋：4.7km	塩江～奥の湯：(月～土)15便 塩江～上地：(月木土)3便 塩江～菅沢：(火水金)3便 塩江～塩江中学校：(月～土)（デマンド運行） 奥の湯～松尾：(火水金)（デマンド運行） 奥の湯～大屋敷橋：(月木)（デマンド運行）	16か所
香川町 コミュニティバス	下倉～空港通り：20.4km 下倉～空港通り(短)：14.9km 天神～空港通り：13.4km	全14便 下倉～空港通り：4便 下倉～空港通り(短)：3便 天神～空港通り：7便	23か所
香川町 シャトルバス	仏生山～キョーエイ空港店～池西支所：11.4km	平日：34便 土曜：20便	29か所
国分寺町 コミュニティバス	国分駅～端岡駅～運動公園線：13.1km 運動公園～端岡駅～南部小学校～岡本駅線：13.1km	国分駅～端岡駅～運動公園線：4便 運動公園～端岡駅～南部小学校～岡本駅線：19便	43か所
山田地区乗合 タクシー	西植田～琴電高田駅：14.8km 琴電高田駅～三好内科：7.0km 通学線（西植田～池田本村）：2.3km	西植田～琴電高田駅：7便 琴電高田駅～三好内科：7便 通学線：2便	33か所

(イ) 運行時間等

(4. 3. 31 現在)

	運行時間	運休日	運賃	利用実績※
塩江町 コミュニティバス	7:00～18:20	日・祝 年末年始	大人：200円 小児及び障害者：100円	2,022人/年間 6.9人/日
香川町 コミュニティバス	7:00～17:56	日・祝日 年末年始	大人：200円 小児及び障害者：100円	8,965人/年間 30.6人/日
香川町 シャトルバス	6:35～21:03	日・祝日 年末年始	大人：160～260円 小児及び障害者：80～130円	30,601人/年間 104人/日
国分寺町 コミュニティバス	6:50～20:01	日・祝日 年末年始	大人：200円 小児及び障害者：100円	17,635人/年間 60.2人/日
山田地区乗合 タクシー	7:30～15:30	土日祝日 年末年始	大人：300円、中高生：200円 5区間迄の乗車、小児及び障害者：150円	3,766人/年間 16.0人/日

※ 利用実績は、令和3年4月1日～4年3月31日の1年間

イ ネットワークバス

多核連携型コンパクト・エコシティの実現に向けた、効率的な公共交通ネットワークの構築に資するバス路線に対する新たな補助基準を平成24年度に策定し、同年10月から「太田駅サンメッセ線」へ、27年10月からまちバス、市民病院ループバス、県立中央病院線の3路線を統合した、「まちなかループバス」へ、30年9月から「仏生山川島線」への補助を開始した。

また、令和3年11月7日から「太田駅サンメッセ線」は、太田駅から伏石駅に路線を変更したことにより「伏石駅サンメッセ線」とした。また、4年1月17日から「仏生山川島線」は、タクシーを活用した新しい交通モード創出に向けた実証事業に伴い、ネットワークバスの認定を取り消した。

(エ) 運行路線等

(4. 3. 31 現在)

運行系統名	路線長	運行便数	停留所
伏石駅サンメッセ線	(下り) ことடன்伏石駅～サンメッセ東(林町)：5.5 km (上り) サンメッセ東(林町)～ことடன்伏石駅：5.0 km	平日 ことடன்伏石駅～サンメッセ東(林町)：28便 サンメッセ東(林町)～ことடன்伏石駅：30便 土日祝日・8/13～15・12/29～1/3(元日は全便運休) ことடன்伏石駅～サンメッセ東(林町)：12便 サンメッセ東(林町)～ことடன்伏石駅：12便	下り 11か所 上り 12か所
まちなかループバス (H27.10.1から運行開始)	高松駅、県立中央病院、松島地区、瓦町駅、市民病院、二番町を双方向運行(東・西廻り)：15.5km	平日 (東廻り・西廻り)：37便 土日祝日・8/13～15・12/29～1/3(元日は全便運休) (東廻り・西廻り)：32便	東廻り 37か所 西廻り 37か所

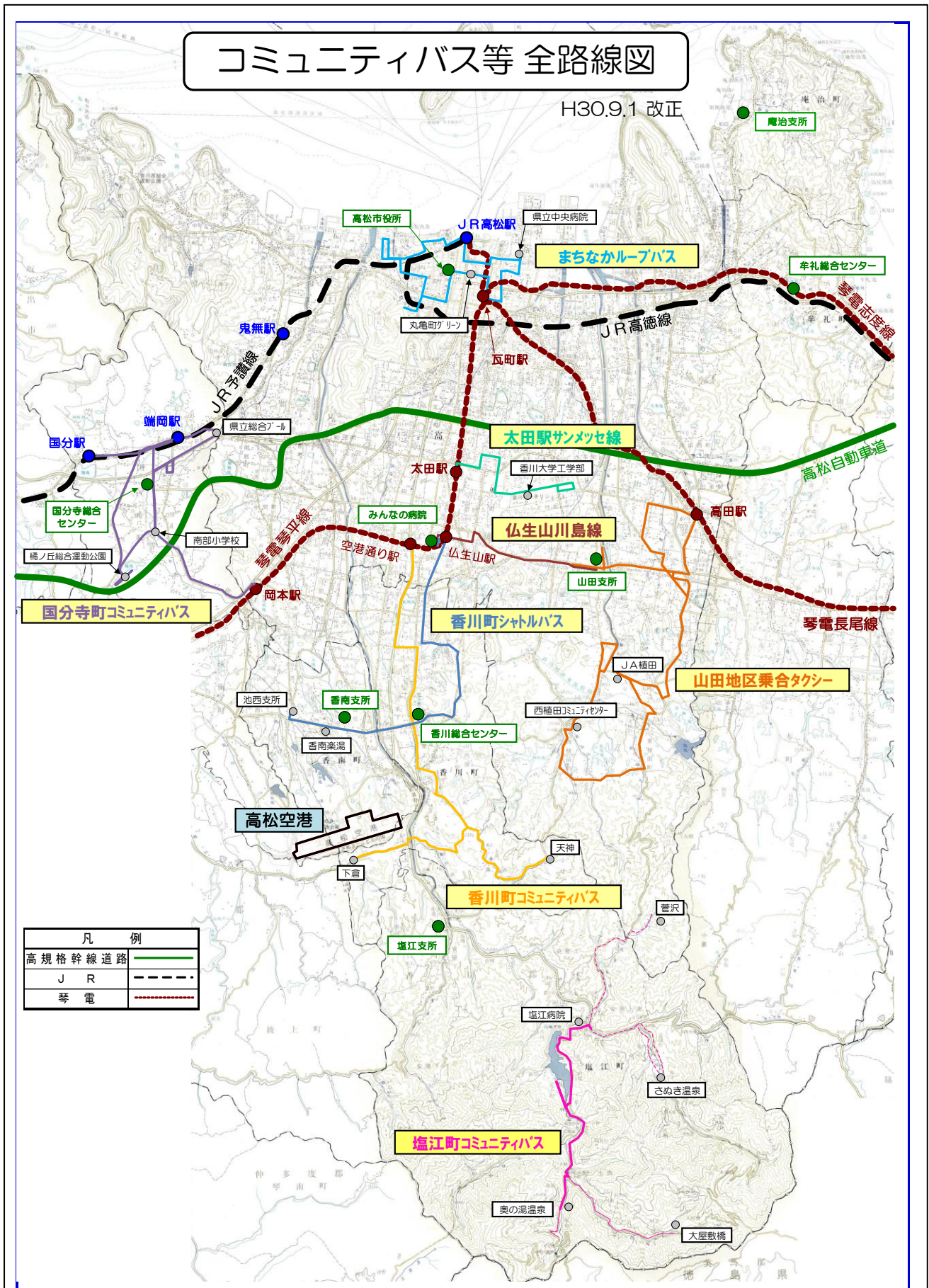
(イ) 運行時間等

(4. 3. 31 現在)

運行系統名	運行時間	運休日	運賃	利用実績※
伏石駅サンメッセ線	6:51～19:49	元日	大人：110円 小児及び障害者：60円	106,991人/年間 294人/日
まちなかループバス	6:50～20:00	元日	大人：150円 小児及び障害者：80円	115,323人/年間 422人/日

※ 利用実績は、令和3年4月1日～4年3月31日の1年間

(ウ) 路線図



(7) ちゃりんこ救急ステーション

人にも環境にも優しい自転車の快適な利用環境を整え、自動車中心の生活を見直していけるよう、平成24年11月20日以降、市内のコンビニエンスストア等を「ちゃりんこ救急ステーション」として登録し、自転車空気入れを配置している。

(8) 高松空港

高松空港は、昭和60年10月16日に着工以来、約4年にわたって工事が続けられ、平成元年12月16日に中四国では初の大型ジェット機が就航可能な2,500m滑走路を有する空港として生まれ変わった。

高松空港の建設に伴い、四国の新しい空の玄関にふさわしく、空港と一体化して機能し、空港利用者へのサービスを十分提供できる空港ターミナルビルの建設を目的に、地方公共団体・地元経済界及び航空会社が一体となって、昭和62年8月1日に高松空港ビル株式会社が設立された。ターミナルビルの基本設計の概要によると、平成7年度の航空需要を旅客取扱い数年間約200万人、貨物取扱い量年間約7,200tと予測し、将来の国際化空港を目指して、開港後直ちに国際チャーター便を積極的に導入するため、200万人の旅客をスムーズに処理できる出入国管理等の事務に必要なスペースの確保、最新のニューメディア等を取り入れた、いわゆるインテリジェントビルとして利用できるよう、旅客ターミナルビル延べ10,564㎡、貨物ターミナルビル延べ1,861㎡の規模で総事業費約45億円をかけて完成し、元年11月高松空港ターミナルビル竣工式が行われた。

また、4年4月20日の国際定期便高松ーソウル間就航に伴い、高松空港国際線旅客ターミナルビルは、延べ2,896㎡の規模で総事業費約13億3,000万円をかけて整備され、23・24年度には、新規航空路線開設への対応や利用客の利便性の向上や災害時における拠点空港としての機能を確保する必要から、既存ビルの増改修工事が実施された。

仙台空港に次いで全国2番目となる空港の運営が民間に委託され、30年4月1日からは三菱地所を代表企業とするグループが設立した高松空港株式会社による空港全体の運営が開始された。ターミナルビル等の利用者利便向上を目指し、31年4月26日には、高松空港前駐車場内に新たな立体駐車場の供用を開始し、収容台数は1,393台に増加した。また、令和元年8月1日には、直営売店「四国空市場（YOSORA）」が、3年7月16日には「さぬき銘品店」がオープンした。

ア 概要

(ア) 位置

本市中心部から南へ約15kmの香南町を中心とした区域

(イ) 施設規模の概要

項目	規模等
管理面積	154ha
着陸帯	長さ 2,620m × 幅 300m
滑走路	長さ 2,500m × 幅 60m
誘導路	長さ 2,792m × 幅 30m
エプロン	面積 86,664㎡ (6バース)
駐車場	1,393台
ターミナルビル	旅客ターミナルビル 延べ16,458㎡、貨物ターミナルビル 延べ1,861㎡
無線施設	対空通信施設、VOR/DME (超短波全方向式無線標識、距離測定装置)、ASR (空港監視レーダー)、ILS (計器着陸装置) 等
照明施設	進入灯、滑走路灯、誘導路灯、エプロン照明灯等

イ 航空ネットワークの整備拡充

高松空港の航空ネットワークは、ピーク時の平成10年には国内11路線・国際1路線が就航していた。しかしながら、12年の航空法改正による需給調整規制の廃止などにより、航空各社は不採算路線を相次ぎ運休し、20年度には、国内定期便は東京（羽田）、鹿児島及び那覇線の3路線となり、さらに㈱日本航空の会社更生法適用の影響を受け、22年10月31日に鹿児島線の運航が休止され、以降、羽田線、那覇線の2路線のみであったが、25年12月10日からLCC（ローコストキャリア）のジェットスター・ジャパンが高松－東京（成田）線において就航し、現在は羽田線・那覇線・成田線の3路線が就航している。

一方、国際化も四国のトップを切って、4年4月20日にソウルへの国際定期路線が開設され、13年3月30日から週4往復に増便、14年10月27日からは週3往復に減便、28年10月7日からアジアナ航空からLCCのエアソウルへ移管されたことに伴い、同日19日から週5往復に増便、30年10月28日から毎日運航へ増便されたが、日韓関係の悪化等の影響により、令和元年10月27日から週3往復となった。また、平成23年7月15日に就航した上海線は29年1月9日から週5往復、25年3月21日に就航した台北線は令和元年12月3日から週6往復へ減便となっていたが、利用者が好調であったことから2年3月29日から週7往復となった。また、平成28年7月6日に就航した四国初の香港線は28年9月2日から週4往復へ増便、令和元年10月27日からは週5往復となった。

4年6月1日時点において、新型コロナウイルス感染症の影響から、国内線は成田線の一時的な運休が発生しており、国際線は全線運休となっている。

(ア) 定期便運航状況

(3年度)

路線	便数	航空会社(主な機材・座席数)	乗降客数(人)	搭乗率(%)	備考
東京 (羽田)	6往復/日	ANA (321/194名、738/166名)	493,903	46.7	
	7往復/日	JAL (767/261名、252名、738/165名、144名)			
(成田)	3往復/日	ジェットスター・ジャパン (320/180名)	139,503	68.6	
那覇	1往復/日	ANA (321/194名)	13,943	21.8	
ソウル	3往復/週	エアソウル (A321/195名)	0	0	水、金、日曜運航
上海	5往復/週	春秋航空 (A320/180名、186名)	0	0	月、火、木、金、日曜運航
台北	7往復/週	チャイナエアライン (B738/158名)	0	0	
香港	5往復/週	香港エクスプレス (A320/180名、188名)	0	0	月、水、木、金、日曜運航
合計			647,349	48.9	

※ ただし、国土交通省への届出便数であり、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う減便・運休等は反映していない。

(イ) 国内チャーター便運航状況 (3年度)

乗降客数 (人)	262
便数合計	8

行き先	便数 (便)
羽田	3
中標津	2
稚内	2
能登	1

(ウ) 国際チャーター便運航状況 (3年度)

乗降客数 (人)	0
便数合計	0

(9) 離島航路

高松－男木島間の離島航路維持のため、離島航路整備法に基づく助成を行っている。

平成21年度には、期間を限定の上、旅客運賃を値下げする実証実験を行い、「瀬戸内国際芸術祭」の事前準備に活用するとともに、女木島・男木島への観光客誘致、離島航路の利用促進を図った。また、22年度には、芸術祭開催期間中の旅客運賃値下げ及び航路共通乗船券の発行に対し補填を行い、芸術祭に係る航路の利用促進を図るとともに、芸術祭終了後には運航便数（最終便）を増便する実証実験を行った。23年度には、高松市離島航路確保維持改善協議会を設置し、関係機関と協議しながら、持続可能な航路の在り方について検討し、「男木～高松航路改善計画」を取りまとめた。

24年度には、同計画に基づき、冬季減便の廃止、用船料金の値上げを実施し、25年に開催された「瀬戸内国際芸術祭2013」の夏、秋会期においては、観光客等の利用促進を図るため、増便を実施した。

また、27年10月から、「男木～高松航路」の利用促進と離島振興、高齢者の「生きがい」や「健康づくり」及びI r u C aカードの普及促進を目的に、「高齢者割引」の適用と「島発往復割引」の拡大を実施している。

28年度には、「瀬戸内国際芸術祭2016」の夏会期において、増便を実施するとともに、高松市離島航路確保維持改善協議会において、老朽化が進み、運航に支障を来している、「めおん」の代替船建造について協議を重ね、めおんの代替船建造を含む航路の維持・改善に向けた基本方針「男木～高松航路改善計画」を取りまとめ、令和3年2月28日に新船めおんが就航した。

また、これまでの計画に基づき、航路事業者や地域による活性化プロジェクトとして、関西からの周遊きっぷ販売、ペーパークラフト販売、雌雄島海運ホームページ開設、島おこしイベント等を実施している。

11 交通環境の確保

(1) 公営駐車場

ア 駐車場の概要

四国の中枢都市としての機能を持つ県都高松市の中心商業業務地区は、その都市活動上必要とされる駐車需要に対応するため、民間駐車場との役割分担を図りながら駐車場の整備を進め、その効率的な運営に努めている。空港通り駅パークアンドライド駐車場、国分駅パークアンドライド駐車場及び仏生山駅パークアンドライド駐車場を除く市立駐車場については、平成18年4月1日より指定管理者制度を導入するとともに条例改正により料金体系の見直しを行い、基本料金のワンコイン(100円)、長時間駐車料

金の割引、ポイント制を導入（一部を除く）するなど、駐車場利用者の利便性の向上に努めている。

また、24年2月に「高松市駐車対策基本計画」を策定したほか、27年3月には「高松市立駐車場中期経営計画」を策定した。

サンポート高松「公の施設」は、令和3年4月1日から引き続きシンボルタワー開発株式会社が管理運営を行っており、高松市立駐車場等「公の施設 中央駐車場ほか」は、4年4月1日から引き続き高松市立駐車場等管理共同企業体が管理運営を行っている。

イ 駐車場整備地区

都市計画決定年月日	区域	面積
H8. 12. 8	商業地域及び近隣商業地域の一部	267. 3ha

ウ 公営駐車場の整備状況

名称	所在地	事業費(千円)	供用年月日	収容台数(台)	構造等
高松市立中央駐車場	番町一丁目11-22	204,000 1,040,000	S43. 9. 1 S58. 4. 1	106 } 215 } 321	RC地下1階1層 自走式
高松市立南部駐車場	観光通一丁目1-15	2,180,000	S62. 1. 14	408	SRC造5階6層 自走式
高松市立美術館 地下駐車場	紺屋町10-4	620,500	S63. 4. 8	144	RC地下2階2層 自走式
高松市立 杣場川駐車場	城東町一丁目5-12	67,130	S63. 4. 8	バス 14 普通 194 軽 19	平面自走式
高松市立瓦町駅 地下駐車場	常磐町一丁目3-1	2,343,000 2,137,254	H 9. 4. 15 H15. 1. 16	184 } 264 } 448	RC地下2階2層 自走式
高松市立高松駅前 広場地下駐車場	浜ノ町1-17	5,627,000	H13. 5. 13	396	RC地下2階2層 自走式
高松市立高松シンボル タワー地下駐車場	サンポート2-1	276,234	H16. 3. 30	139	RC地下2階2層 自走式
高松市立高松駅南交通 広場駐車場	浜ノ町1-31	23,900	H25. 10. 1	36	平面自走式 (フラップ式)
国分駅パークアンド ライド駐車場	国分寺町国分 1040-12	36,805	H 6. 4. 1	20	平面自走式
空港通り駅パークアン ドライド駐車場	寺井町264-1地先	18,076	H18. 8. 1	109	平面自走式 (国道193号高架 下)
仏生山駅パーク アンドライド駐車場	仏生山町808-1	285,300	H30. 9. 1	116	平面自走式

※ RC：鉄筋コンクリート造 SRC：鉄骨鉄筋コンクリート造

エ 公営駐車場の現況

駐車場名 区分	中央 駐車場	南部 駐車場	美術館 地下 駐車場	杣場川 駐車場	瓦町駅 地下 駐車場	高松駅前 広場地下 駐車場	高松 シンボル タワー 地下 駐車場	高松駅南 交通広場 駐車場	国分駅 パーク アンド ライド 駐車場	空港通り 駅パーク アンド ライド 駐車場	仏生山駅 パーク アンド ライド 駐車場
供用時間	24 時 間										
入出場できる時間	7:30～ 22:00	0:00～ 24:00 (24h)	7:30～ 23:00	0:00～ 24:00 (24h)	7:30～ 22:00	6:30～24:00		0:00～24:00 (24h)			
入出場できない日	年 中 無 休										
収容可能 台数	321台	408台	144台	バス14台 普通車 194台 軽19台	448台	396台	139台	36台	20台	109台	116台
使用料	25分毎 100円 来庁者 1時間無 料	1回25分間までご とに、100円		普通車等 1回30分 間までご とに、100 円 大型 1回30分 間までご とに、500 円	1回25分 間までご とに、100 円	20分ごと（2時間ま で） 100円 30分ごと（2時間を 超える時間が対象） 100円		30分ごと 150円 (20分未 満無料)	定期専用駐車場に つき、一時利用の規 定なし		1回25分 間までご とに、100 円 (20分未 満無料)
	(土・日・祝) 7:30～ 18:00 最大 1,200円	7:30～18:00 最大1,200円		普通車等 24時間以 内 最大 1,000円 大型 15:00～ 翌日 10:00 最大 3,600円	7:30～ 18:00 最大 1,200円	12時間以内 最大 1,400円 24時間以内 最大 2,200円					入場して から出場 するまで の間に市 長が指定 する公共 交通機関 を利用し た場合 1日1回 につき 300円
	18:00～翌日8:00 最大800円				18:00～ 翌日8:00 最大800 円						
回数駐車 券	額面100円相当券 11枚1組を1,000円 同上 60枚1組を5,000円 同上 100枚1組を8,000円					額面100円相当券11 枚1組を1,000円 60枚1組を5,000円 100枚1組を8,000円 300枚1組を22,500 円		なし		定期専用駐車場につ き、一時利用の規定 なし	なし
カード式 回数券	5,000円券（60回分） 8,000円券（100回分） 300万円券（5万回分）					5,000円券 （60回分） 8,000円券 （100回分）					
定期駐車券 （普通車） 1台につき	夜間 18:00～ 翌日9:00 1カ月 8,200円 3カ月 22,140円	全日 1カ月 20,000円 3カ月 54,000円 夜間 18:00～ 翌日9:00 1カ月 9,000円 3カ月 24,300円	平日 (月)7:30 ～ (金)23:0 0 平日終日 (土・日・祝 除く) 1カ月 20,000円 3カ月 54,000円 夜間 18:00～ 翌日9:00 1カ月 8,200円 3カ月 22,140円	全日 普通車等 1カ月 11,000円 3カ月 29,700円 6カ月 52,800円	全日 1カ月 20,000円 3カ月 54,000円 夜間 18:00～ 翌日9:00 1カ月 8,200円 3カ月 22,140円	平日 (月)6:30～ (金)24:00 平日終日 (土・日・祝を除く) 1カ月 18,000円 3カ月 48,600円 夜間 17:30～翌日9:00 1カ月 10,000円 3カ月 27,000円		なし		全日 定期 駐車証 1カ月 3,000円	全日 定期 駐車証 1カ月 4,000円
管理主体	高松市立駐車場等管理共同企業体					シンボルタワー開発 株式会社		交通政策課			

※ 中央・南部・美術館地下・瓦町駅地下でポイントシステムを導入しており、共通利用できる。

(現金精算時に、駐車券にポイント(100円で5ポイント)がつき、100ポイント(1ポイント=1円)たまれば次回精算時に利用できる。

オ 公営駐車場の利用状況

(3年度)

区分		駐車場名	中央 駐車場	南部 駐車場	美術館地下 駐車場	杣場川 駐車場	瓦町駅地下 駐車場	高松駅前 広場地下 駐車場
利用 台数 (台)	普通駐車		123,235	22,131	87,118	2,785	154,972	101,578
	駐車場条例 施行規則 第4条駐車 (1時間以内無料)	一部 有料	333,692					
	大型(バス) 駐車					372		
	定期駐車			8,685	14,001	24,023	1,051	7,406
	業務駐車(無料)							820
	計		456,927	30,816	101,119	27,180	156,023	109,804
使用 料 (円)	普通駐車		62,527,290	8,764,809	33,689,481	1,301,800	37,376,763	75,071,395
	大型(バス) 駐車					1,499,400		
	定期券販売			8,773,400	11,558,400	9,914,300	1,284,000	6,330,703
	計		62,527,290	17,538,209	45,247,881	12,715,500	38,660,763	81,402,098
利用率(%)			27.7	4.1	26.5	13.3	8.0	20.2

区分		駐車場名	高松シンボ ルタワー 地下駐車場	高松駅南 交通広場 駐車場	国分駅 パークアン ドライド 駐車場	空港通り駅 パークアン ドライド 駐車場	仏生山駅 パークアン ドライド 駐車場	合計
利用 台数 (台)	普通駐車		35,741	96,511			2,933	627,004
	駐車場条例 施行規則 第4条駐車 (1時間以内無料)							333,692
	大型(バス) 駐車							372
	定期駐車		2,608		146	634	827	59,381
	業務駐車(無料)		286					1,106
	計		38,635	96,511	146	634	3760	1,021,555
使用 料 (円)	普通駐車		26,414,003	9,431,250			930,400	255,507,191
	大型(バス) 駐車							1,499,400
	定期券販売		2,227,471		480,000	1,738,500	3,228,000	45,534,774
	計		28,641,474	9,431,250	480,000	1,738,500	4,158,400	302,541,365
利用率(%)			20.3	—	60.8	48.5	66.3	

(2) 違法駐車防止対策

ア 違法駐車防止対策事業

高松市違法駐車防止に関する条例に基づく違法駐車防止重点地域(5路線)において、道路交通の円滑化を図り、安全で快適な生活環境を確保するため、交通指導員による街頭啓発活動を実施し、都市機能の維持向上と重複する放置自転車等禁止区域での放置自転車等の整理、指導に努めた。

平成18年6月から施行された改正道路交通法では、違法駐車対策が抜本的に見直され、罰則の強化と併せて、専ら警察官が行う放置駐車違反取締り事務を民間に委託できるようになり、民間の駐車監視員が放置駐車車両の確認とステッカーの取付け事務を始めた結果、放置駐車車両が激減し、渋滞が緩和されるなどの効果が確認されたため、19年度からは交通指導員による街頭啓発活動を休止している。

(ア) 違法駐車防止重点地域

- ・フェリー通り 内町東交差点 — 琴電瓦町駅前交差点 約820m (5年2月20日告示)
- ・国道11号 番町交差点 — 瓦町一丁目交差点 約410m (")
- ・菊池寛通り 亀井町交差点 — 琴電瓦町駅前交差点 約410m (")
- ・中央通り 寿町交差点 — 中新町交差点 約1,260m (6年9月1日告示)
- ・市役所前通り 番町一丁目交差点 — 番町交差点 約230m (13年9月3日告示)

(イ) 違法駐車防止重点地域瞬間路上駐車状況

路線名 \ 年度	実施前 平5(台)	29		30		元		2		3	
		台数 (台)	減少率 (%)	台数 (台)	減少率 (%)	台数 (台)	減少率 (%)	台数 (台)	減少率 (%)	台数 (台)	減少率 (%)
フェリー通り	54.5	6.7	87.7	5.5	89.9	7.3	86.6	6.6	87.9	7.7	85.9
国道11号	33.0	3.2	90.3	3.0	90.9	3.0	90.9	2.7	91.8	2.8	91.5
菊池寛通り	22.5	5.6	75.1	5.5	75.6	5.4	76.0	4.7	79.1	5.0	77.8
中央通り	50.0	8.4	83.2	7.8	84.4	3.6	92.8	2.3	95.4	3.7	92.6
市役所前通り	13.0	1.2	90.8	0.5	96.2	0.5	96.2	0.5	96.1	0.6	95.4
合計	173.0	25.1	85.4	22.3	87.4	19.8	88.6	16.8	90.1	19.8	88.6

イ 貨物車専用荷さばき駐車場

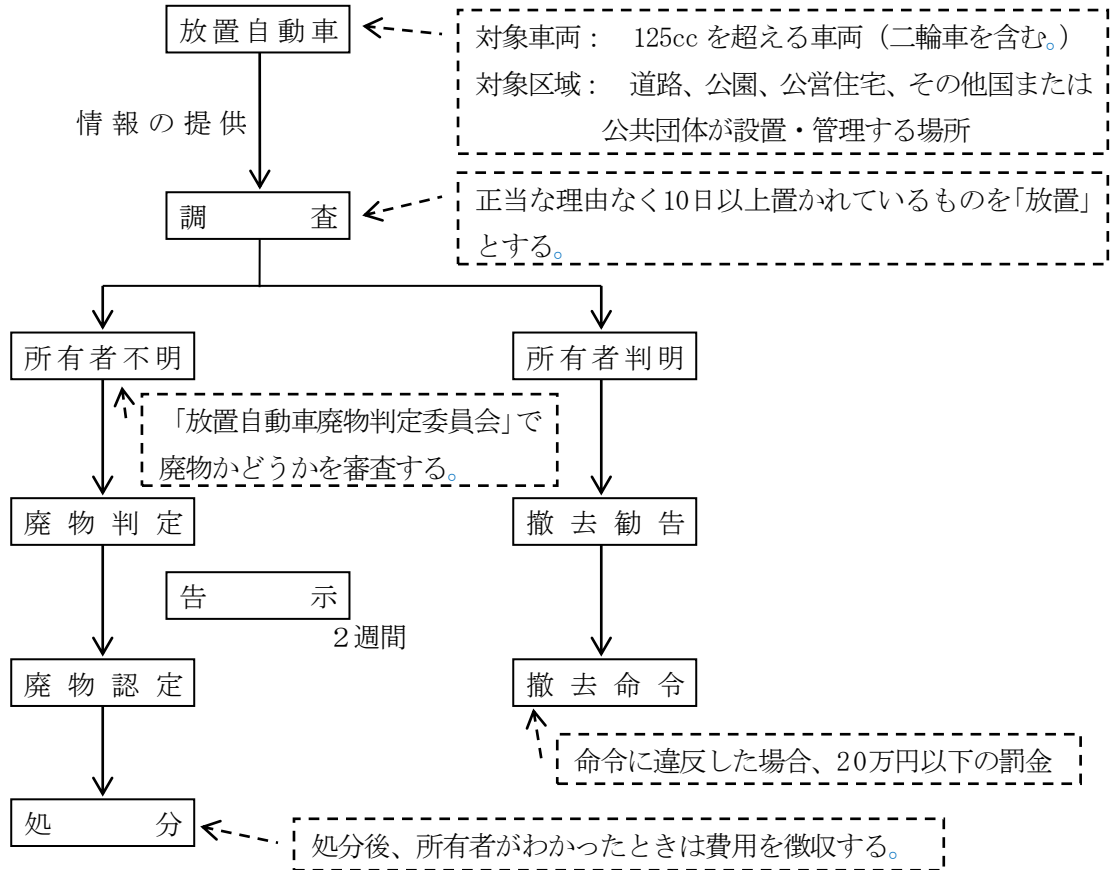
平成15年3月18日から路上貨物車専用荷さばき駐車場を設置・供用開始し、令和3年度末現在で、3か所4台分の路上荷さばき駐車スペースが整備されている。

(3) 放置自動車対策

ア 条例制定の趣旨

放置自動車は、生活環境や公共空間機能の悪化を招き、さらには事故を誘発するなど、社会問題化しているため、「高松市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例」を平成5年7月1日から施行し、放置自動車の発生を防止するとともに迅速かつ適正な処理を行っている。

イ 条例の制度内容



ウ 放置自動車の情報の提供・処理件数一覧表

(3年度)

放置場所	受付件数	撤去済件数		調査中など
		処理	自主撤去	
道路上	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
合計	0	0	0	0

12 自転車利用環境整備

(1) 自転車等駐車対策総合計画

放置自転車対策を一層推進するため、自転車利用実態調査の結果を活用するとともに、平成9年度に自転車利用に関する意識調査、現況分析など自転車等利用基本調査を実施したほか、10年度には自転車等駐車対策協議会を設置し、また、11年3月には手軽な交通手段として、自転車などの適正な利用を促進する自転車等駐車対策総合計画を策定した。行政と鉄道事業者や商店街など民間事業所がそれぞれ責任と役割を分担し、11年度から23年度までに自転車等の駐車需要増加が予想される市街地中心部及び鉄道駅周辺に、同計画で定めた整備目標量の自転車等駐車を計画的に整備するとともに、自転車利用のマナーの向上など快適な自転車等利用の環境づくりを行った。23年度には、自転車等利用環境の変化や市民ニーズ、現計画の評価等を踏まえ、24年4月を計画の始期とする第2期高松市自転車等駐車対策総合計画を策定し、事業の実施に取り組んできたが、令和3年度をもって計画期間は満了した。

4年度から13年度までを計画期間とする第3期自転車等駐車対策総合計画について、少子高齢化をはじめ

めとする社会情勢の変化や新型コロナウイルス感染症により生じた新しい生活様式による行動変容等を踏まえるとともに、「高松市総合都市交通計画」や「高松市自転車活用推進計画」等の関連計画と整合を図るなど、本市の自転車利用の実情に即した計画として、4年3月に策定した。

(2) 無料自転車等駐車場

		名称	区分	面積(m ²)	収容台数(台)	設置年月
J R沿線		J R国分駅前		441	200	H18. 1
		J R鬼無駅前		375	240	H12. 11、H14. 4
		J R香西駅前		253	190	H3. 8
		J R昭和町駅前		150	140	H9. 3、H10. 5
		J R栗林公園北口駅前		189	100	H31. 3
		J R栗林駅前		816	600	H4. 1、H19. 6
		J R木太町駅前		250	180	H3. 4
		J R屋島駅前		526	360	H2. 4、H11. 4
		J R古高松南駅前		68	70	H13. 4
		J R八栗口駅前		118	110	H18. 1
		J R讃岐牟礼駅前		75	80	H18. 1
琴電沿線	琴平線	琴電片原町駅前		182	216	H6. 4、H22. 7
		琴電三条駅前		450	390	S50. 8、S8. 3
		琴電伏石駅前		940	866	R3. 4
		琴電太田駅前		656	555	S56. 3、H1. 11、H14. 2
		琴電仏生山駅前		1, 015	497	S61. 4、H5. 1、H16. 12、H30. 3、H30. 9
		琴電空港通り駅前		565	250	H18. 7
		琴電一宮駅前		540	370	H16. 4
		琴電円座駅前		249	210	H8. 3、H16. 3、H20. 9
		琴電岡本駅前		155	100	H15. 12
	志度線	琴電今橋駅前		80	60	H14. 12
		琴電松島二丁目駅前		79	50	H17. 1、H17. 10
		琴電沖松島駅前		70	70	H9. 4、H25. 1
		琴電春日川駅前		40	40	H18. 8
		琴電渦元駅前		358	270	H54. 7、H12. 2
		琴電屋島駅前		128	100	H5. 3
		琴電古高松駅前		66	52	H1. 3
		赤牛公園		53	60	H18. 6
		琴電八栗駅前		196	160	H18. 1
		琴電六万寺駅前		90	60	H18. 1
		琴電大町駅前		60	40	H19. 12
		琴電八栗新道駅前		48	20	H26. 12
		琴電塩屋駅前		80	50	H18. 1
		琴電房前駅前		27	15	H28. 12
		琴電原駅前		26	15	H18. 1
	長尾線	琴電林道駅前		358	240	H13. 7、H15. 3、H16. 4、H29. 11
		琴電木太東口駅前		141	90	H7. 3
		琴電元山駅前		118	90	H24. 2
		琴電水田駅前		249	200	H19. 10
		琴電西前田駅前		62	40	H17. 3
		琴電高田駅前		215	180	H16. 4

	名称	区分	面積(m ²)	収容台数(台)	設置年月
サイクル・アンド・バスライド	サンメッセ香川バス停前		24	20	H25. 6
	切戸バス停前		15	8	H25. 6
	フジグラン十川バス停前		11	9	H25. 6
	香西東町バス停前		23	15	H26. 6
	木太町バス停前		24	14	H26. 6
	亀の町バス停前		18	12	H27. 8
	香西車庫前バス停前		58	15	H27. 8
	川島、川島小学校バス停前		20	11	H27. 8
	花ノ宮町バス停前		6	4	H28. 12
	香南歴史民俗郷土館バス停前		2	4	H28. 12
その他	健康ランド前バス停前		12	7	H30. 3
	庵治町新開バス停前		28	15	H18. 1
	田町		65	55	H12. 3
	南部駐車場内		88	70	H24. 7

(3) 有料自転車等駐車場

名称	面積(m ²)	収容台数(台)	設置年月	指定管理者
瓦町地下自転車駐車場	1,965	960	H9. 4	高松市立駐車場等管理 共同企業体
高松駅前広場地下 自転車駐車場	5,009	2,411	H13. 5	シンボルタワー開発(株)
栗林公園駅前 自転車駐車場	322	188	H16. 11	高松市立駐車場等管理 共同企業体
端岡駅前自転車駐車場	622	650	H18. 1	高松市立駐車場等管理 共同企業体

駐車料（瓦町地下、高松駅前広場地下、栗林公園駅前）（4. 4. 1 現在）

区分		自転車		原動機付自転車	
一時駐車		1回	100円	200円	
定期駐車	一般	1カ月	2,000円	4,000円	
		3カ月	5,500円	11,000円	
	学生等	1カ月	1,800円	3,600円	
		3カ月	5,000円	10,000円	

駐車料（端岡駅前）（4. 4. 1 現在）

区分		自転車		原動機付自転車	
一時駐車		1回	100円	200円	
定期駐車		1カ月	1,500円	3,000円	
		3カ月	4,500円	9,000円	

(4) 放置自転車等対策

本市の都市形態から、自転車が日常の交通手段として市民生活に定着している一方で、路上放置による通行障害及び都市景観の阻害等の問題が生じている。

このため、放置自転車への対策として昭和57年3月に高松市自転車等の適正な利用に関する条例（同年10月施行）を制定し、その後、平成元年3月の一部改正では、放置禁止区域・整理区域を設定した（放置禁止区域内においては2時間以上、整理区域内においては2日以上放置している場合は、移送・保管する

など、放置自転車等の規制措置)。禁止区域における規則を一部改正（31年4月1日施行）し、放置期間等の相当な時間を1時間以上とした。一方、隣接の事業所に対して、自転車等駐車場の増設を要望し、協力を得るなど、規制と受け皿の両面から放置自転車等の排除に努めている。

また、民間による駐輪場整備として、商業地域、近隣商業地域で自転車等の大量の駐車需要を生じさせる特定施設を新築・増築しようとする場合に、同条例で自転車等駐車場の附置を義務づけていたが、近年、これら特定施設付近での路上放置が増加し、道路空間の阻害と街の景観が著しく損なわれてきた。こうしたことから、放置を防止し良好な都市環境を創出するため、24年7月1日施行の条例改正により特定施設の附置基準を強化した。

ア 放置禁止区域

J R高松駅地区、中央通り、美術館通り、琴電瓦町駅地区、サンポート高松地区、琴電栗林公園駅地区、J R端岡駅地区、J R栗林駅地区、琴電片原町駅地区、国道11号丸亀町地区

イ 放置自転車の整理及び撤去

放置禁止区域、整理区域及び自転車等駐車場内の放置自転車等の整理を行うため、定期的に警告札等の貼付けを行い、一定時間・期間経過後撤去作業を実施している。また、その他区域についても、通報等により随時撤去作業を実施している。撤去した自転車等は保管所に60日間保管し、その間所有者等の調査を行い、返還通知を行っている。返還時には、移送保管料として、自転車1,500円、原動機付自転車2,500円を徴収している。

年度	29	30	元	2	3
警告札貼付枚数(枚)	46,160	47,238	35,386	32,513	34,098
撤去台数(台)	4,937	4,936	4,400	3,067	2,720
返還台数(台)	2,492	2,679	2,339	1,478	1,301

ウ 放置自転車保管後の再利用等

限りある資源の有効活用を図るため、放置自転車として移送保管した自転車のうち状態が良好なものについて、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律及び高松市放置自転車リサイクル要綱の規定に基づき、所有権が市に帰属した自転車をリサイクル自転車として再利用している。

(ア) 放置自転車の一般販売

平成13年度から、引取り手がなく再利用が可能な放置自転車を、自転車商組合が設立した高松市自転車リサイクル推進協会へ売却し、同推進協会に加盟している自転車店（令和3年度において15店）が各店舗で点検・整備を行い、一般販売を行っている。

年度	29	30	元	2	3
販売台数(台)	192	130	144	68	65

(イ) リサイクル自転車の提供

平成23年度に、東日本大震災支援物資として104台を提供した。

(ウ) リサイクル自転車の貸与

平成4年9月1日から、外国人留学生等を受け入れている団体及び観光地にある団体を対象に、リサイクル自転車の貸与を開始し、現在、市関係機関を含め、約200台を活用している。

エ レンタサイクル

放置自転車の再利用の一環として、平成13年3月に高松市レンタサイクル条例を制定し、同年5月から放置自転車を点検・整備した上で、レンタサイクル車として市民の利用に供している。23年4月に、

ICタグと磁気カードを利用した新システムを導入し、利用時間が24時間以内なら複数回の利用を可能とするなど、利便性の向上と経費縮減を図った。また、25年4月1日から、24時間以内について200円（ただし6時間以内100円）とするなど、料金改定している。26年度には利用促進とイメージアップのため、レンタサイクルの車体の新デザインを公募により決定し、令和3年度までに1,274台の新デザイン化を行っており、今後も、順次、新デザインの車両を増車する予定である。

さらに、平成23年度から運用を開始しているレンタサイクルシステムの耐用年数などを踏まえ、時代のニーズに即した利用環境の改善に取り組むこととし、スマートフォンアプリを活用した登録申請やキャッシュレス決済の導入などを取り入れ、令和4年4月から運用を開始した。

また、併せて、事業収支の健全化を図る観点から、車両台数の見直しや、GPSロガーによる可視化により、人件費を抑制するなど経費の縮減を図るとともに、4年4月からは、一時利用の6時間まで100円の利用料金を200円とし、定期の利用料金を1ヵ月1,800円のみに見直した。

(ア) 台数 計850台

(イ) ポート及び開場時間

レンタサイクルポート名称	開場時間
ことடன்片原町駅前、丸亀町、高松市役所、JR 栗林駅前	午前7時から午後10時まで
JR 高松駅前広場地下、ことடன்瓦町駅地下、ことடன்栗林公園駅前	午前7時から午後11時まで

(ウ) 料金

(4.4.1 現在)

区分		一般
定期利用	1ヵ月	1,800円
一時利用	24時間	200円
	24時間超	24時間までごとに200円

(エ) 利用状況

年度	29	30	元	2	3
利用件数(件)	313,160	309,995	302,984	214,211	213,918

13 建築指導

本市の建築指導行政は、昭和46年4月1日に特定行政庁として県から事務移管を受け、建築基準法に基づく建築確認申請の審査・検査及び建築指導と都市計画法に基づく開発許可についての業務を行っている。

(1) 建築確認等処理件数(建築物)

(単位：件)

種別 \ 年度	29	30	元	2	3
確認申請受付	48	24	27	20	12
確認	49	24	29	20	12
計画通知受付	21	27	15	10	16
計画通知	22	25	14	13	16
仮使用認定受付	10	9	8	5	6
仮使用認定	10	9	8	5	6
完了検査申請受付	68	60	41	44	32
完了検査済	62	53	36	42	27
許可申請受付	91	62	66	55	54
許可	81	51	66	54	56
道路位置指定申請受付	19	12	9	16	7
指定	16	8	8	17	9
中間検査申請受付	2	5	6	3	0
中間検査済	2	5	4	5	0

(2) 違反建築物取扱件数

(単位：件)

種別 \ 年度	29	30	元	2	3
違反建築物	16	17	13	10	14
是正	7	7	8	8	6

(3) 定期調査の報告件数

(単位：件)

区分 \ 年度	29	30	元	2	3	
特殊建築物	対象件数	591	84	478	271	467
	報告件数	388	56	268	228	318
昇降機	対象件数	3,122	3,069	3,238	3,275	3,389
	報告件数	3,078	3,007	3,156	3,156	3,287
建築設備	対象件数	567	430	572	303	261
	報告件数	92	60	92	105	104

(4) 優良宅地等処理件数

土地の譲渡益に対する課税は、重課等がなされる制度となっているが、租税特別措置法に基づく優良宅地・優良住宅の認定を受けたものを譲渡する等の場合に、重課の免除や税率の軽減を受けることができ、当該認定を行っている。

平成22年度、実績1件。23年度から令和2年度まで実績なし。

(5) がけ地近接危険住宅移転事業

崖地の崩壊の危険が著しい区域に建っている既存不適格住宅の安全な場所への移転を促進するため、危険住宅の除却費及び、新たに住宅を建設・購入する借入利子の一部に対し、補助を行っている。

平成13年度から令和3年度まで実績なし。

令和2年4月1日から土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）内の既存不適格住宅の移転等に対しても補助対象を拡充し、高松市がけ地近接等危険住宅移転補助金交付要綱を施行した。

(6) 住宅金融支援機構委託業務

災害復興住宅融資に伴う工事の審査に関する業務を行っている。

平成20年度から令和2年度まで実績なし。

(7) ワンルームマンション対策

ワンルームマンションは、これまでの住環境になじまない形での建設や、管理人を置かないことが多いなど、様々な問題があり、これらが原因となって近接住民に困惑や不安をもたらし、紛争が多発する傾向にある。これらの紛争を未然に防止するため、昭和59年12月1日から建築及び管理に関する必要な指導基準を定めた、高松市ワンルーム形式集合建築物に関する指導要綱を施行して、建築主及び所有者に協力を要請し、良好な住環境の確保に努めている。

平成9年3月27日付の高松市中高層建築物の建築に関する指導要綱の制定に伴い、一部改正(9年7月1日施行)を行った。

(8) モーター類似施設及びレンタルルーム類似施設対策

昨今、モーターライゼーションの進展に伴い発生した車庫付ホテルは、清浄な環境を破壊し、性犯罪の温床となることが考えられ、これらを防止するため、昭和59年9月1日から、高松市旅館施設の建築に関する指導要綱を施行した。

さらに、今日の建築物の中には、密室化したレンタルルームに類似した個室施設が見受けられ、使用形態によっては、周囲の清浄な環境を害するおそれと考えられるようになってきたため、さきの要綱を高松市旅館施設等の建築に関する指導要綱に改正して、平成元年2月1日から施行し、8年7月8日、10年9月24日、16年5月17日に一部改正を行った。また、31年3月28日に高松市旅館施設等の建築等に関する指導要綱に改正し、市民の善良な風俗及び快適な生活環境の保持並びに青少年の健全な育成に努めている。

(9) 狭あい道路拡幅整備事業

幅員4m未満の道路に面して住宅等を建築する際に、建築主等の理解と協力のもとに拡幅整備を行い、良好な住環境を確保するため、狭あい道路拡幅整備要綱を平成4年7月1日から施行し、6年4月1日及び14年4月1日に一部改正を行った。

事業内容	29		30		元		2		3	
	件数	執行額(千円)	件数	執行額(千円)	件数	執行額(千円)	件数	執行額(千円)	件数	執行額(千円)
登記測量委託業務	44	8,518	33	7,971	49	11,317	47	8,946	54	11,101
助成金交付金	22	1,390	12	882	13	1,009	2	342	3	648
後退用地整備工事	9	8,963	27	9,658	16	6,881	22	9,515	33	17,927

(10) 開発指導

市内で行われる開発行為に対し、無秩序な開発を防止するため、平成4年4月1日から高松市開発指導要綱を施行し、7年6月7日、16年5月17日、23年8月15日及び令和元年7月25日に一部改正を行った。

開発行為等許可処理件数 (単位: 件)

年度	29	30	元	2	3
区分					
受付	204	268	215	176	164
許可	202	267	215	180	164

(11) 中高層建築物の建築に関する指導

土地の高度利用を背景とした建築物の中高層化に伴って想定される日照問題、工事に伴う諸問題、プライバシーの問題など建築紛争に係る要因の増大とともに、その内容も複雑多岐にわたってきているため、

建築主に建築計画の事前公開を義務づけるとともに、紛争解決のため、本市においてあっせん及び調停に関して必要な事項を定め、紛争の予防と調整を図り、もって良好な近隣関係を保持し、地域における健全な生活環境の保全に資することを目的として、中高層建築物の建築に関する指導要綱を平成9年7月1日から施行し、16年5月17日、19年12月1日及び24年4月1日に一部改正を行った。

中高層建築物件数

(単位：件)

区分 \ 年度	29	30	元	2	3
設置届	22	23	11	9	13

(12) 特定用途制限地域内における建築物等の制限

都市計画に特定用途制限地域が定められることに伴い、特定用途制限地域内における建築物及び工作物の用途並びに建築物の構造に関する制限を定める特定用途制限地域内における建築物等の制限に関する条例を制定し、平成16年5月17日から施行した。

牟礼町及び国分寺町との合併に伴い、18年1月10日に一部を改正し、また、都市計画が変更されることに伴い、特定用途制限地域内における建築物の用途等の制限を見直し、23年12月1日及び令和2年7月27日に一部改正を行った。

(13) 緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等事業

大地震の発生時において、地域防災計画で指定された緊急輸送道路の機能確保、避難、救護等の拠点機能確保のため、緊急輸送道路沿道の民間建築物の耐震化を促進することに対し、耐震診断及び耐震改修の費用の一部を助成するため、平成20年7月1日から高松市緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等事業補助金交付要綱を施行し、21年10月1日、23年11月1日、24年10月1日、26年4月1日、28年4月1日、29年4月1日、令和元年10月9日、2年4月1日及び3年4月1日に一部改正を行った。

高松市緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等補助件数

(単位：件)

区分 \ 年度	29	30	元	2	3
耐震診断	0	0	1	0	0
耐震改修	0	0	0	0	1

(14) 長期優良住宅の普及の促進

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づき定められた認定基準により、長期にわたり良好な状態で使用するための措置がその構造及び設備について講じられた優良な住宅の認定手続き等について、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則を定め、平成21年6月4日から施行した。

長期優良住宅認定処理件数

(単位：件)

区分 \ 年度	29	30	元	2	3
受付	495	496	509	583	735
認定	498	490	510	571	724

(15) 住宅耐震改修等事業

高松市耐震改修促進計画に基づき、地震時の建物の倒壊等によって発生する人的被害及び経済的被害を軽減するため、耐震化の促進を目的とする高松市住宅耐震改修等事業補助金交付要綱を制定し、住宅の耐震診断及び耐震改修に要する費用の一部を助成する制度を平成23年4月1日から施行し、24年10月1日、25年3月26日、28年4月1日、令和2年4月1日及び3年4月1日に一部改正を行った。

高松市住宅耐震改修等補助件数

(単位：件)

区分 \ 年度	29	30	元	2	3
耐震診断	131	116	106	64	63
耐震改修	55	55	53	36	33
簡易耐震改修	6	4	6	3	1
耐震シェルター等設置	3	0	0	0	0

(16) 高松市都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定等

都市の低炭素化の促進に関する法律に基づき定められた認定基準により、二酸化炭素の排出の抑制に資するための措置が講じられた建築物の計画の認定手続き等について、事務処理要綱を制定し、平成24年12月26日から施行した。

(17) 民間建築物耐震改修等事業

平成25年11月25日に建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正に伴い、耐震診断が義務化された大規模建築物に対し、耐震診断に要する費用の一部を助成する制度を施行した。また、26年4月1日より香川県の指定に伴い、耐震診断が義務化された避難路沿道建築物と併せて、これらの建築物の耐震診断、耐震補強設計、耐震改修への助成を行っており、28年4月1日、29年4月1日、令和元年10月9日、2年4月1日及び3年4月1日に一部改正を行った。

高松市民間建築物耐震改修等補助件数

(単位：件)

区分 \ 年度	29	30	元	2	3
耐震診断	3	4	10	8	6
補強設計	2	1	3	1	1
耐震改修	1	1	2	1	0

(18) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく建築物エネルギー消費性能適合判定等

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び建築物のエネルギー消費性能に係る認定について施行細則を制定し、平成28年4月1日から施行した。また、適合性判定及び届出について29年4月1日及び令和3年4月1日に一部改正を行った。

建築物エネルギー消費性能適合判定等件数 (単位：件)

区分 \ 年度	29	30	元	2	3
消費性能適合判定	2	3	1	1	3
性能向上計画認定	4	6	7	5	34
届出	170	169	148	146	82

(19) 危険ブロック塀等撤去工事補助事業

地震発生時における危険ブロック塀等の倒壊による事故を防止するとともに、道路等の機能及び安全性を確保し、地震に強いまちづくりを推進するために、撤去工事を実施する危険ブロック塀等の所有者に対し、撤去工事の費用の一部を助成するため、平成31年4月1日から高松市危険ブロック塀等撤去工事補助金交付要綱を施行した。また、令和2年度に事業を終了したが、令和4年度から事業を再開している。

高松市危険ブロック塀等撤去工事補助件数 (単位：件)

区分 \ 年度	元	2	3
危険ブロック塀等撤去	161	168	0

14 公園緑地

(1) 都市公園

都市公園は戦災復興土地区画整理事業として、昭和21年6月都市計画決定され、7公園を決定したのをはじめ、区画整理等による街区公園などを順次、追加決定しており、現在の都市公園等は次のとおりである。

(4.4.1 現在)

種別	現況		公園名称
	公園数	面積(ha)	
街区公園	256	35.05	松島公園ほか
近隣公園	16	27.46	紫雲公園・今里中央公園・房前公園・円座公園(県)ほか
地区公園	3	17.70	中央公園・橘ノ丘総合運動公園・如意輪寺公園
総合公園	3	46.46	仏生山公園・峰山公園・あじ竜王山公園
運動公園	3	82.33	香川県総合運動公園(県)・東部運動公園・りんくうスポーツ公園
歴史公園	2	83.72	玉藻公園・栗林公園(県)
墓園	2	16.06	平和公園・六ツ目墓園
広域公園	1	40.52	さぬき空港公園(県)
緑地公園	39	39.74	杣場川緑道・屋島緑地・香東川緑地(県)ほか
合計	325	389.04	

ア 峰山公園

峰山公園は市制施行90周年記念事業の一環として、昭和54年度から市民の健康保持と体力の向上等の場、憩いの場として整備を進めた。そして、56年10月に丸山地区が、また、58年6月に東石清尾地区及び西石清尾地区がオープンし、さらに、飛び地を花木園として整備した。

平成21年度に、西石清尾地区の自由広場において、宝くじ遊園設置事業として、はにわをモチーフとした大型複合遊具が整備され、愛称を「はにわっ子広場」として22年4月にオープンした。また、同地区にある老朽化していたアスレチック遊具についても更新した。

なお、18年4月1日から指定管理者制度を導入しており、令和3年4月1日からは引き続き香川県造園事業協同組合が管理運営を行っている。

整備の概要

(ア) 事業期間 昭和54～63年度

(イ) 事業費 15億5,000万円 (内訳：用地費 8億6,100万円 建設費 6億8,900万円)

地区	面積(ha)	整備内容
東石清尾地区	6.7	石船塚・鏡塚・姫塚等の積石塚古墳が所在する歴史的背景を持つ地区で石段の道・展望コーナー・花木園を配置している。
丸山地区	4.1	3ブロックの中心となる地区で、管理事務所・直径100mの多目的広場・遊具広場・ちびっこ広場を配置している。
西石清尾地区	3.8	最も眺望がよく、主に家族・団体などグループでの利用に適した地区であり、自由広場・アスレチックランド・野営場・展望所を配置している。

イ 中央公園

中央公園は昭和21年に都市公園用地として、復興土地区画整理事業で取得したが、22年に土盛の野球場ができ、28年にはスタンドが完成、また、24年には市立体育館が建設され、戦後の復興に向かう本市とともに歩んできた。しかし、57年に野球場が市内生島町に新設の県立総合運動公園内に整備されたことに伴い、市立体育館とともに中央球場を撤去、中央公園を本来の都市公園として整備することになった。本公園は市街地の中心部に位置し、本市を代表する公園として、さらに、非常災害時の避難場所としても重要な意味を持つことから、55年度に中央公園整備について市民にアンケート調査を行い、その結果を受け、56年度に基本計画を策定し、57年度に球場の解体工事を終え、工事に着手した。

さらに、基本計画に基づき、休養・散策・軽スポーツを主体とした緑豊かな公園とするために外周部は密度の高い植栽とし、芝生広場・石の広場・憩いの広場・ちびっこ広場・四季のみち等を整備する一方、市民参加の設置運動の成果による「平和の群像」を敷地の南西位置に設置し、61年4月に開園した。

平成21年度には、芝生広場を復活するため、市民参加によるバミューダグラスのポット苗の植付けを実施するとともに、維持管理については、周辺企業等と協働して行った。

なお、18年4月1日から指定管理者制度を導入しており、令和3年4月1日からは引き続き香川県造園事業協同組合が管理運営を行っている。

(ア) 面積 3.52ha

(イ) 事業期間 昭和57～60年度

(ウ) 事業費 6億3,100万円

内訳 { 国庫補助 1億6,400万円
市債 3億3,580万円
一般財源 1億3,120万円

(エ) 樹木 約80種類 約15,000本

ウ 仏生山公園

仏生山公園は、昭和61年12月から、昭和天皇在位60年記念事業として国の指定を受けるとともに、第4次都市公園等整備五箇年計画の重点施設の一つとしての健康運動公園として整備した。本公園は、本市としては初めての健康運動公園として整備されるものであり、これが契機となって、市民の健康運動への関心が高まり、健康運動が市民の間に広く浸透することが期待される。

なお、平成18年4月1日から指定管理者制度を導入しており、31年4月1日からは引き続き香川県造園事業協同組合が管理運営を行っている。

(ア) 概 要

総面積12.0 ha を健康運動公園として、昭和62年度より工事に着手し、全年齢層（特に中・高齢層）に対応できる緑あふれる公園を目指し整備した。そのうち、親水広場・芝生広場・コミュニティ体育館（アリーナ33m×33m）・管理棟は平成4年度末までに完成し、5年度からコミュニティプール（温水25m×7コース）の工事に着手し、7年4月に供用を開始した。

(イ) 整備の概要

a 面積	12.0ha
b 事業期間	昭和62～平成19年度
c 事業費	46億6,000万円

エ 東部運動公園

東部運動公園は、当初、高松町東部の丘陵地約47.2ha に公式認定水準の陸上競技場・硬式野球場・体育館など、本格的な競技施設を整備する計画であったが、その後の本市の厳しい財政状況や香川県公共事業再評価委員会等の答申を踏まえ、市民のニーズを反映するためのアンケート調査を実施し、平成18年度に基本計画の見直しを行った。見直し後は、スポーツ広場や野球広場・トリム広場・多目的広場など、市民が気軽に利用できる施設を整備する計画とした。

これまで、20年7月に多目的広場及びトリム広場を、22年10月に野球広場を、24年5月にスポーツ広場を、それぞれ供用開始し、25年度末には、弓道・アーチェリー場も含めた施設全体が完成し、26年5月1日に全面オープンした。また、同日から指定管理者制度を導入しており、30年4月1日からは引き続き公益財団法人高松市スポーツ協会が管理運営を行っている。

オ あじ竜王山公園

あじ竜王山公園は、合併時の庵治町建設計画掲載事業であり、庵治町の竜王山に瀬戸内海を一望できる眺望を生かした、新たな市民の憩いの場、野外彫刻作品の展示などによる地域間の交流の場、さらには、竜王山の持つ豊かな自然にふれあえる場を市民に提供するため整備した。竜王山を中心とした区域を緑地として保全するとともに、全体面積約22.5ha の内、眺望に優れた山頂約2.9ha に展望台等の施設や広場、遊歩道等を計画した。

平成18年から用地取得等に着手し、地域審議会や連絡協議会等の答申を踏まえ22年度に基本計画を策定した。25年度にアクセス道路、26年度に雨水貯留施設や敷地造成、27年度に展望広場、合併記念広場、彫刻広場等の整備を行い、28年4月20日に供用開始した。

なお、平成28年4月1日から、指定管理者制度を導入しており、31年4月1日からは引き続き香川県造園事業協同組合が管理運営を行っている。

(ア) 面積	22.5ha
(イ) 事業期間	平成18～28年度

(2) 公園の維持管理

公園は、市民の憩いの場であるとともに児童の健全な遊び場や情操教育の場となっており、安全性を確保するため巡回し、施設の修理点検を行うとともに、樹木の保護のため予防・剪定等、維持管理に努めている。また、公園愛護会（子ども会・老人会・自治会等）による定期的清掃・除草等、市民の協力を得て、レクリエーションの場、コミュニケーションの場としてふさわしい公園になるよう努めている。

(3) ちびっこ広場

周辺に都市公園等がなく、当分の間、公園整備が見込まれない地域において、空き地となり使用されていない土地を活用して児童及び幼児の遊び場として、ちびっこ広場の整備を行っている。

ちびっこ広場設置状況（令和4年4月1日現在） 57か所 48,790㎡

(4) ポケットパーク

緑豊かな潤いのある都市景観を創出するため、街路事業等の残地を利用して、個性のあるポケットパークとして整備を行っている。

ポケットパーク設置状況（令和4年4月1日現在） 15か所 3,622㎡

(5) 緑化事業

ア 街路緑化

都市の緑化を推進するため、市道の植栽可能な歩道等へ街路樹を植栽整備している。

(4.4.1 現在)

路線名	樹木本数等	主な樹種
五番町西宝線ほか82路線	高木 6,181本	アメリカフウ、クスノキ、ケヤキ、モチノキ、ナンキンハゼ等
天神前瓦町線ほか53路線	低木 29,349㎡	アベリア、サンゴジュ、スドウツゲ、クチナシ、ヒラドツツジ等

(注) 低木は㎡当たり6本植標準

イ 民有地緑化

市と市民が一体となって緑の保全・回復に努め、健康で快適な生活を確保するため、高松市緑化条例を昭和57年10月から施行し、公共施設の緑化を行うとともに、緑化推進のため、生け垣緑化を行う宅地や事業所・店舗等の民有地の緑化に対して助成している。

ウ 生け垣等助成実施状況

区分 \ 年度	29	30	元	2	3
件数(件)	5	2	1	1	3
金額(円)	357,700	85,900	35,000	85,000	195,000

(6) 花いっぱい運動

都市生活を営む上で、良好な自然と豊かな花と緑を確保することが極めて重要であることから、公園・街路の花壇などに四季折々の花を植え、潤いのある快適な生活環境の創出に努めている。

ア 花壇整備

昭和60年度から、田町コミュニティ広場に花壇を整備し、四季折々の草花を植栽したのをはじめ、61年度以降は、順次、花壇を拡大し、現在、菊池寛通り、レインボー通り等16か所の花壇において、宿根草及び四季の花を植栽し、潤いのあるまちづくりに努めている。

イ フラワーサークル高松

昭和62年1月、前年11月の財団法人高松市花と緑の協会設立を契機に、花と緑のまちづくりをより一層推進するためにフラワーレディース100人を募集し、その育成を図ってきた。その活動内容は、身近

なところで花と緑を育て、増やし、守るための奉仕者として、緑化に関する普及・啓発など、花と緑のまちづくりを行うものである。平成12年度からは、フラワーレディースを発展的に解消し、フラワーサークル高松を設立し、自らの手で積極的に活動を広げ、花と緑のまちづくりを推進している。

(7) 高松市の木・高松市の花（昭和58年1月1日制定）

ア 高松市の木 黒松

（選定理由）松は家庭内での植栽にも適し、市民に親しまれ、また、屋島・栗林公園の松、鬼無の植木盆栽、市章等から、歴史的に本市と密接な関係にあり、本市の気候風土に適していることから市木として選ばれた。

イ 高松市の花 つつじ（さつきを含む）

（選定理由）つつじは、本市の気候風土に適し、周辺の山では、みつばつつじ・やまつつじ・もちつつじ等が多く、春の山をにぎわしている。つつじは花が美しく、また育てやすいため、公園等に多く植栽され愛好家も多く、広く親しまれていることから市花として選ばれた。

(8) 緑の基本計画策定

緑の基本計画は、平成6年の都市緑地保全法の改正により創設された都市の緑全般に関する計画で、従来の緑のマスタープランが主として対象としていた都市計画に関する事項と、都市緑化推進基本計画が対象としていた公共公益施設の緑化、民有地の緑化推進等に関する事項を統合し、拡充した計画であり、13年度に現計画を策定したが、その後、合併による市域の拡大や新しい都市計画マスタープランの策定など、本市の緑を取り巻く環境が大きく変化したことから、現計画の見直しを行い、22年9月に第2次高松市緑の基本計画を策定した。この中で、温暖化対策としての公園・校庭の芝生化のほか、公園施設長寿命化計画の策定などを新たな施策とするほか、地域の特性を生かした個性豊かで魅力ある緑の地域づくりを推進するため、新たに緑の地域別計画を盛り込むこととし、市民、事業者、ボランティア・NPO、行政が相互に連携・協力し、緑豊かで環境負荷の少ないまちづくりを進めることとしている。

また、令和2年3月には、関連する法令の改正に伴う、第2次高松市緑の基本計画の改定を行い、居住誘導区域を対象とした市民緑地認定制度の利活用や公募設置管理制度の導入による官民連携事業を推進するなどの見直しを行った。

(9) 公園施設長寿命化計画の策定

公園施設の安全性の確保やライフサイクルコストの縮減を図るために、平成23年度に公園施設長寿命化計画を策定した。また、令和元年度は、都市公園条例に基づき、新たな都市公園の告示を行ったことなどにより計画策定対象施設が増えたことから、同計画の見直しを行った。

15 市営住宅

本市の住宅の状況については、量的にはある程度充足されているものの、低額所得者や高齢者向け住宅等の需要は依然として高く、市営住宅においても、これら市民のニーズに対応した良質なストックの整備、安全で快適な居住環境の確保に向け、的確かつ効果的な供給や管理が求められている。

このような状況を受け、平成9年度には市営住宅マスタープランを、14年度と19年度には市営住宅ストック総合活用計画を策定したが、市営住宅を取り巻く環境が大きく変化していることから、23年度と令和3年度において長寿命化計画を策定し、計画的な改善や維持修繕、予防保全的な管理を行うことによって、市営住宅の長寿命化やライフサイクルコストの削減を図ることとしている。

なお、公営住宅のうち朝日町団地ほか29団地について、平成31年4月1日から指定管理者制度を導入しており、令和2年4月1日からは引き続き日本管財株式会社が管理運営を行っている。

(1) 年度別市営住宅管理戸数

(単位：戸)

年 度	区 分	公営住宅 (※1)	改良住宅 (※2)	更新住宅 (※3)	応急簡易 住 宅	特定公共 賃貸住宅	引揚者 住 宅	単独住宅	合 計
30		3,349	591	38	4	48	0	6	4,036
元		3,349	591	48	4	48	0	6	4,046
2		3,349	578	48	4	48	0	6	4,033
3		3,349	578	59	4	48	0	6	4,044
4		3,347	576	59	4	48	0	6	4,040

※1 平成27年度中に高田団地の一部（14戸）、上之町A団地（24戸）を解体

29年1月に上之町第I住宅（44戸）が完成

30年3月に成合町田中、勅使町田中団地を用途廃止

令和3年度中に仏生山団地の一部（2戸）を解体

※2 平成28年度中に香南町北部団地の一部（14戸）を解体

令和元年度中に香南町北部団地の一部（13戸）を解体

3年度中に香南町北部団地の一部（2戸）を解体

※3 平成30年度中に香南町北部団地の一部（10戸）が完成

令和2年度中に香南町北部団地の一部（11戸）が完成

(2) 住宅使用料

(4.4.1現在)

種類	戸数(戸)	使用料(円/月)		備考
		最高	最低	
公営住宅	3,347			※公営住宅、更新住宅及び単独住宅の使用料は、入居者の収入や住宅の規模、立地場所、住宅の築年数などにより異なることから空白としている。
改良住宅	576	4,500	1,900	
更新住宅	59			
応急簡易住宅	4	1,000	1,000	
特定公共賃貸住宅	48	62,000	37,000	
単独住宅	6			
合計	4,040			

ア 公営住宅使用料

家賃算定基礎額 × 立地係数 × 規模係数 × 経過年数係数 × 利便性係数

イ 収入区分に応じた家賃算定基礎額

世帯の種類	区分	入居者の収入	家賃算定基礎額(円)
一般世帯 (原則階層世帯)	1	104,000円以下	34,400
	2	104,000円を超え123,000円以下	39,700
	3	123,000円を超え139,000円以下	45,400
	4	139,000円を超え158,000円以下	51,200
高齢者、障害者世帯等 (裁量階層世帯)	5	158,000円を超え186,000円以下	58,500
	6	186,000円を超え214,000円以下	67,500

(3) 割増し使用料

本来入居者の家賃+(近傍同種の家賃-本来入居者の家賃) ×収入区分に応じた率

ただし、近傍同種の家賃を上限とする。

収入区分に応じた率

世帯の種類	入居者の収入	率				
		初年度	初年度の翌年度	初年度の翌々年度	初年度から起算して3年度を経過した年度	初年度から起算して4年度以上を経過した年度
一般世帯 (原則階層世帯)	158,000円を超え186,000円以下	5分の1	5分の2	5分の3	5分の4	1
	186,000円を超え214,000円以下	4分の1	4分の2	4分の3	1	1
	214,000円を超え259,000円以下	2分の1	1	1	1	1
	259,000円を超える場合	1	1	1	1	1
高齢者、 障害者世帯等 (裁量階層世帯)	214,000円を超え259,000円以下	2分の1	1	1	1	1
	259,000円を超える場合	1	1	1	1	1

(4) 住宅使用料収納体制の強化

市営住宅使用料の滞納を防止するため、口座振替納付の推進のほか、初期滞納者に対する調停申立て及び長期滞納者に対する明渡し訴訟の実施、さらには滞納退去者に対する外部委託先からの催告など家賃滞納者の解消に向け、厳正な対応に努めている。

(5) 団地別管理戸数

ア 公営住宅

(4.4.1 現在)

名称(団地)	所在地	建築年度	構造						計
			木造	耐火	中耐	高耐	簡平	簡二	
朝日町	朝日町二丁目	S41~43			72				72
花園町	花園町三丁目	S26~27			66				66
木太町A	木太町	H6~7			56				56
木太町B	木太町	H7			32				32
木太町本村	木太町	S35~36			54				54
高松町	高松町	H3~4			72				72
水田	東山崎町	S43~45			159		107	133	399
高田北	前田東町	S40~42					28		28
川東	由良町	H12			36				36
高田	前田東町	S41~43					66	31	97
西宝町A	西宝町一丁目	S53~54			50				50
西宝町B	西宝町二丁目	S51~52			56				56
西宝町C	西宝町一丁目	S55~57			40				40
旭ヶ丘	宮脇町二丁目	H5			41				41
宮脇町	宮脇町二丁目	S48~50			60				60
香西本町	香西本町	H8				36			36
檀紙町	檀紙町	S41~43					98	64	162
石清尾	宮脇町二丁目	S62~H1			72				72
飯田町	飯田町	S37~40					162	108	270
中野町	中野町	H8				28			28
上之町C	上之町二丁目	S29~30			36			6	42
上之町第I住宅	上之町二丁目	H28			44				44
太田上町	太田上町	H4~5			48				48
仏生山町	仏生山町	S28~29	3						3
寺井町	寺井町	S45~48			240			250	490
すみれ	田村町	S48~57			730				730
屋島西町新浜	屋島西町	S58~63			104				104
川島東	川島東町	S58			12				12
前田	前田西町	S58			12				12
鹿角	鹿角町	S60			24				24
西浦	田村町西浦	S61			30				30
上天神南	上天神町	S61			24				24
河北	塩江町安原下第1号	H15			6				6
本町	塩江町安原上東	H2			9				9
東山	国分寺町国分	H17		8					8
東山第2	国分寺町国分	H22		8					8
東山第3	国分寺町新居	H23		8					8
さくら	国分寺町新居	H21		8					8
香南町北部	香南町由佐	S60~62		10					10
総計			3	42	2,185	64	461	592	3,347

※ 名称について、上之町第I住宅には団地はつかない。

イ 改良住宅

(4.4.1 現在)

団地名	所在地	建築年度	構造						計
			木造	耐火	中耐	高耐	簡平	簡二	
昭和	前田東町・前田西町	S46～49						48	48
上天神町	上天神町	S46～53						138	138
川島南	川島東町	S49～51						34	34
あかつき	田村町・勅使町・鹿角町	S50～57						352	352
香南町北部	香南町由佐・吉光	S49～56						4	4
総計								576	576

ウ 更新住宅

(4.4.1 現在)

団地名	所在地	建築年度	構造						計
			木造	耐火	中耐	高耐	簡平	簡二	
香南町北部	香南町吉光・由佐	H17・30・R2		35					35
下向田	国分寺町新居	H18～20		24					24
総計				59					59

エ 応急簡易住宅

(4.4.1 現在)

団地名	所在地	建築年度	構造						計
			木造	耐火	中耐	高耐	簡平	簡二	
松島町	松島町三丁目	S35	4						4

オ 特定公共賃貸住宅

(4.4.1 現在)

団地名	所在地	建築年度	構造						計
			木造	耐火	中耐	高耐	簡平	簡二	
中村	塩江町安原下第1号	H10～12			18	24			42
北山	庵治町	H9		4					4
旭ヶ丘	宮脇町二丁目	H5		1					1
香西本町	香西本町	H8		1					1
総計				6	18	24			48

※ 旭ヶ丘及び香西本町はL S A(生活援助員)用

カ 単独住宅

(4.4.1 現在)

団地名	所在地	建築年度	構造						計
			木造	耐火	中耐	高耐	簡平	簡二	
北井	塩江町安原上東	H17	6						6

「木造」：木造住宅

「耐火」：耐火構造住宅(～2階建)

「中耐」：中層耐火構造住宅(3～5階建)

「高耐」：高層耐火構造住宅(6階建～)

「簡平」：簡易耐火構造平屋建住宅

「簡二」：簡易耐火構造二階建住宅

(6) 年度別市営住宅応募状況（公営住宅のみ）

年度	新築・空き家別	募集戸数	応募世帯数	応募倍率
29	新築	0	0	0
	空き家	56	232	4.14
30	新築	0	0	0
	空き家	56	316	5.64
元	新築	0	0	0
	空き家	78	201	2.57
2	新築	0	0	0
	空き家	65	181	2.78
3	新築	0	0	0
	空き家	82	157	1.91

(7) 市営住宅ストック総合活用計画

市営住宅マスタープラン(平成9年度策定)及びシルバーハウジング・プロジェクト事業計画(4年度策定)に基づき、老朽化した団地を計画的に建替え、整備を行ってきたが、国の動向や住宅を取り巻く環境の変化等により、市営住宅の老朽化に対応した円滑なストック更新と時代に適した改善など、具体的な計画を策定する必要が生じてきた。

そこで、老朽化した市営住宅の計画的な建替えはもとより、既存ストックの的確な整備と管理を行い、良質なストックの形成と維持を図るために、建替え、改善、維持保全や用途廃止など具体的な整備計画となる市営住宅ストック総合活用計画(計画期間：15年度から10年間)を14年度に策定した。

その後、周辺町との合併をはじめ、社会経済情勢の変化や国の住宅施策の抜本的改革等、市営住宅を取り巻く環境の変化等を踏まえ、新たに市営住宅ストック総合活用計画(計画期間：20年度から10年間)を19年度に策定し、効果的な市営住宅ストックの活用による良質な住宅ストックの形成に取り組んだ。

(8) 市営住宅長寿命化計画

市営住宅の長寿命化やライフサイクルコストの縮減を図るために、平成23年度に市営住宅長寿命化計画(計画期間：24年度から10年間)を策定し、中・長期的視点に立った市営住宅の適切な運営管理に努めた。計画策定から5年が経過する29年度には中間見直しを実施し、社会情勢の変化をはじめ、事業の進捗や財政状況、立地適正化計画、ファシリティマネジメント等を踏まえ、住宅の供給戸数や各団地の活用手法等を定めた。また、当該計画期間が終了することから、令和3年度に第2期市営住宅長寿命化計画(計画期間：令和4年度から10年間)を策定した。

16 下水道

(1) 下水道の沿革

- 昭和8年2月 高松排水区(当時の中部処理区の一部)462.1haについて、下水道築造認可を得て下水道事業に着手
- 30年11月 第1期拡張計画として、整備済の東部・西部排水区のほかに、福岡・洲端・南部・西浜新町の各排水区を加え、合計882.8haについて下水道計画を策定
- 35年3月 処理場の位置・構造・幹線ルート及び処理区域の変更を行い、全体計画区域を921.5haに変更
- 40年4月 高松市初の処理場である福岡下水処理場の運転開始
- 46年10月 新都市計画法により、市街化区域及び市街化調整区域決定
- 49年5月 備讃瀬戸海域の水質汚濁に係る環境基準施行
高松市の市街化区域全体4,450haを中部・東部・西部処理区に分け、高松市公共下水道事業の全体計画策定

- 昭和50年12月 第2期拡張計画として、東部処理区1,538haと中部処理区976ha、合計2,514haについて事業認可を得て、東部処理区の下水道事業に着手
- 54年8月 香川県が高松地区水域流域別下水道整備総合計画（流総計画）策定
- 55年8月 流総計画による処理区変更のため、幹線ルートの一部変更
- 10月 中部処理区の一部（朝日町）を追加し、事業認可区域を2,687.5haに変更
- 57年11月 東部下水処理場日量5万m³の処理施設の運転開始
- 59年10月 既存埋立地5haを追加し、事業認可区域を2,692.5haに変更
- 62年3月 中部処理区の一部（朝日町地先）23haを追加し、都市計画決定区域を4,478haに、事業認可区域を2,715.5haに変更
- 平成元年2月 東部処理区の一部（太田第2土地区画整理事業区域の一部245ha、東山崎町ほか2町の一部83.9ha）328.9haを追加し、事業認可区域を3,044.4haに変更（都市計画決定区域は昭和63年7月に245haを加え、4,723haに変更）
- 4年2月 東部処理区の一部（旧高松空港跡地）32haを追加し、事業認可区域を3,076.4haに変更（都市計画決定区域は5年2月に4,755haに変更）
- 5年2月～ 香東川流域下水道の事業認可に伴い、都市計画決定区域を4,765ha、事業認可区域を中部処理区861.6ha、東部処理区1,898.4ha、西部処理区899.0ha、合計3,659.0haに変更し
- 9月 西部処理区の下水道事業に着手
- 7年12月～ 西部処理区・中部処理区の新規埋立地21haを追加し都市計画決定区域を4,786haに、さらに、事業認可区域に東部処理区の一部（三条町ほか9町の一部479.6ha）等を加え、
- 9年1月 中部処理区863.2ha、東部処理区2,378.0ha、西部処理区918.8ha、合計4,160.0haに変更
- 13年1月 単独公共、流域関連とも一部変更（再生水利用下水道事業区域の拡大等）
- 8月 流域下水道・香東川浄化センターの一部運転開始
- 9月 流域下水道・香東川浄化センターの一部運転開始に伴い、福岡下水処理場の処理機能を停止
- 11月 福岡下水処理場の廃止、福岡ポンプ場への位置づけ等の都市計画決定
- 14年1月 福岡下水処理場の廃止、福岡ポンプ場及び中部バイパス第1幹線を追加する等、単独公共、流域関連とも事業計画を一部変更
- 11月 単独公共について事業計画を一部変更（東山崎第1幹線ルート）
- 16年6月 単独公共について全体計画・フレーム等の変更
- 流域関連について全体計画・フレーム等の変更、本市南西部地区581.4haの区域拡大
- 17年4月 流域関連について幹線ルートの一部変更
- 9月 塩江町（事業計画面積49.9ha）と合併
- 12月 単独公共、流域関連とも一部変更（幹線、ポンプ能力の変更、排水区域の変更）
- 福岡ポンプ場に放流管を追加、合流式下水道緊急改善計画を追加
- 18年1月 国分寺町、香川町、香南町、庵治町及び牟礼町（事業計画面積1,623.3ha）と合併
- 3月 合併に伴う都市計画下水道の名称変更（牟礼町、国分寺町、香川町）
- 19年3月 単独公共、流域関連とも全体計画・フレーム等の変更
- 高松西部処理区の一部（南部広域クリーンセンター）10haの区域拡大
- 20年8月 単独公共について、中部バイパス第2幹線、中部バイパス第3幹線の追加及び福岡ポンプ場、牟礼雨水ポンプ場のポンプ能力変更
- 流域関連について、高松西部処理区の一部（香川地区）145.1haの区域拡大
- 23年4月 高松市上下水道局発足
- 地方公営企業法の全部適用
- 24年3月 単独公共について、屋島第4排水区、鶴尾第1排水区、東部第3・第4排水区の見直し
- 25年12月 単独公共について、汚水処理施設共同整備事業（MICS）の追加、屋島西ポンプ場の変更、合流式下水道緊急改善計画の変更
- 26年7月 流域関連について、西部バイパス幹線及び日新ポンプ場の追加、円座第2・第3処理分区の見直し
- 27年7月 汚水処理施設共同整備事業（MICS）の変更
- 28年4月 香東川流域下水道の移管に伴い流域関連を単独公共へ編入、牟礼浄化苑の区域の一部廃止

- 平成29年4月 汚水処理施設共同整備事業（MICS）により東部下水処理場に設置された施設において、し尿等の受入れ開始
- 30年4月 水道事業の広域化に伴う上下水道部門の分離により、高松市都市整備局に編入
地方公営企業法の一部適用（財務規定等）

(2) 公共下水道の計画概要

処理区名	全体計画区域				事業計画区域		
	都市計画決定区域 (ha)	計画区域 (ha)	計 (ha)	計画人口 (人)	事業計画区域 (ha)	計画人口 (人)	
東部処理区	3,241.2	107.0	3,348.2	166,680	3,241.2	164,230	
西部処理区	(旧高松市)	1,545.2	579.0	2,124.2	84,620	1,500.2	75,520
	(旧塩江町)		72.7	72.7	1,510	59.9	1,300
	(旧国分寺町)	384.0	32.0	416.0	14,600	350.0	11,830
	(旧香川町)	451.0	28.0	479.0	15,500	403.3	14,350
	(旧香南町)		320.0	320.0	5,200	253.0	4,880
庵治処理区		320.0	320.0	5,500	145.5	4,740	
牟礼処理区	540.0	276.4	816.4	19,200	616.6	16,570	
合計	6,161.4	1,735.1	7,896.5	312,810	6,569.7	293,420	

(3) 下水終末処理場

ア 東部下水処理場

認可年月日 昭和50年12月15日 起工 50年度

東部処理区について昭和57年11月から日量5万 m^3 の処理を開始した。

平成4年度及び17年度に処理能力を増設し、現在は日量8万3,330 m^3 の処理能力を有している。

イ 牟礼浄化苑

認可年月日 昭和46年11月25日 起工 49年度

牟礼処理区について昭和54年10月から日量8,500 m^3 の処理を開始した。

平成11年度に処理能力を増設し、現在は日量1万1,200 m^3 の処理能力を有している。

ウ 庵治浄化センター

認可年月日 平成3年1月21日 起工 7年度

庵治処理区について平成12年1月から日量1,750 m^3 の処理を開始した。

エ 香東川浄化センター

認可年月日 平成5年7月21日 起工 8年度

西部処理区について平成13年8月から日量4万 m^3 の処理を開始した。

22年度に処理能力を増設し、現在は日量4万7,600 m^3 の処理能力を有している。

当初は、香川県が流域下水道の処理施設として整備し運転を行っていたが、28年4月に本市へ移管され、公共下水道の処理施設として運転している。

オ 施設の概要

施設名	位置	敷地面積 (ha)	処理方法	処理能力 (事業計画)		摘要	令和3年度 処理実績
				晴天時日 最大(m ³)	計画処理 人口(人)		年間(m ³)
東部下水 処理場	屋島西町 2366-6	14.37	標準 活性 汚泥法	126,500	164,230	・流入下水の予定水質 BOD170mg/L T-N 30mg/L T-P3.0mg/L ・計画放流水質 BOD 15mg/L	22,238,467
牟礼 浄化苑	牟礼町 牟礼 2633-3	3.35	標準 活性 汚泥法	11,200	16,570	・流入下水の予定水質 BOD180mg/L T-N 34mg/L T-P4.1mg/L ・計画放流水質 BOD 15mg/L	2,022,113
庵治浄化 センター	庵治町 6392-6	0.69	バク テリ ア デ ィ ッ チ 法	2,420	4,740	・流入下水の予定水質 BOD210mg/L ・放流水の予定水質 BOD 15mg/L	190,987
香東川 浄化セン ター	香西本町 762	17.60	標準 活性 汚泥法	78,700	107,880	・流入下水の予定水質 BOD220mg/L S S180mg/L ・計画放流水質 BOD 15mg/L	10,795,139

※ BOD：生物化学的酸素要求量、T-N：全窒素、T-P：全磷、S S：浮遊物質

(4) 下水道使用料

昭和39年10月、高松市下水道条例の全部改正により、40年度から公共下水道の排水区域全域を対象として、下水道使用料の徴収を実施している。近年の改定状況としては、消費税等の引上げに伴う消費税等相当分の転嫁を除き、平成22年6月に改定（平均改定率14.8%）した。

区分	汚水排除量 (1カ月につき)	金額 (税抜)
一般	8m ³ まで	929円
	8m ³ を超え 13m ³ まで 1m ³ につき	109円
	13m ³ " 20m ³ "	115円
	20m ³ " 50m ³ "	161円
	50m ³ " 500m ³ "	201円
	500m ³ を超えるもの	235円
湯屋業	1m ³ につき	35円

(5) 下水道事業受益者負担金及び分担金

都市計画法に基づく受益者負担金及び地方自治法に基づく分担金を徴収し、公共下水道事業に要する費用の一部に充て、事業の促進を図っている。

根拠条例 高松市下水道事業受益者負担に関する条例（昭和51年6月17日条例第26号）
 単位負担金額 1m³当たり150円
 徴収方法 5年間分割払（年2回納付）または一括払

(6) 下水道事業への地方公営企業法の一部適用

平成23年4月の水道部門と下水道部門の統合により、上下水道局を発足させるとともに、下水道事業に地方公営企業法を全部適用し、官庁会計方式から企業会計方式へ移行した。

30年4月から、水道事業の広域化に伴い、上下水道部門を再び分離して事業運営することとなったが、分離後の下水道事業については、企業経営の考え方に基づく事業運営を行うため、地方公営企業法の財務規定を引き続き適用している。

(7) 決算状況（下水道事業会計）

ア 収益的収入及び支出（税抜） (単位：千円)

年度 区分	29	30	元	2	3(見込)
収入	11,019,341	10,780,528	10,860,350	10,320,844	10,112,565
支出	11,019,341	10,780,528	10,860,350	10,320,844	10,112,565
当年度純利益	0	0	0	0	0

イ 資本的収入及び支出（税込） (単位：千円)

年度 区分	29	30	元	2	3(見込)
収入	6,614,908	4,869,200	6,394,577	5,525,599	6,483,896
支出	10,036,587	8,738,248	9,884,659	9,175,789	10,072,065
収支不足額	3,421,679	3,869,048	3,490,082	3,650,191	3,588,169

※ 資本的収入額が資本的支出額に不足する額は、損益勘定留保資金等で補填する。

(8) 高松市下水道事業基本計画

本市では、令和2年3月に、下水道事業を取り巻く環境の変化に対応するとともに、持続可能な下水道事業の運営を推進するため、また、国が自治体に策定を要請する中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を兼ねたものとして、令和2年度から11年度までの10年間を計画期間とする高松市下水道事業基本計画を策定した。

この計画では、「快適で安心な生活環境を持続させるための下水道事業の運営」を基本方針に、「Ⅰ 快適な暮らしの実現」、「Ⅱ 防災・減災に向けた安心・安全なまちづくり」、「Ⅲ 自然環境と生活環境の共生」、「Ⅳ 次世代につなぐ事業運営」の「4つの目標」を掲げるとともに、「15の基本施策」及び「35の具体的取組」を設定し、事業の推進を図ることとしている。

(9) 高松市生活排水対策推進計画

本市を流れる河川は、流域に高松市街地を含み、人口が集中していることなどから、生活排水の影響が大きく、水質環境基準が達成されていない流域が多かったため、平成4年7月に香川県から旧高松市ほか6町が、水質汚濁防止法の規定に基づく高松地区生活排水対策重点地域に指定された。

これを受け、計画的・総合的に生活排水対策を推進するため、生活排水処理施設の整備と啓発活動を施策の両輪とする「高松市生活排水対策推進計画」を5年3月に策定し、以降、13年3月に新計画、20年3月に第3次計画を策定しながら、河川等の水質改善を図ってきた。

28年3月には、人口減少・少子・超高齢化時代の到来、地域社会構造の変化など、汚水処理施設整備を取り巻く環境の変化や、厳しい財政状況を背景に、より実効性のある計画とすべく、第4次高松市生活排水対策推進計画を策定し、基本的には新たな下水道事業計画区域の拡大は行わず、公共下水道の整備と合併処理浄化槽の設置促進を効率的に行うことにより、生活排水対策を推進している。また、本計画の中間

年次（令和2年度）において、元年度までの実績値等の点検を行い、目標年次である7年度に向けた施策の取組や目標値等の見直しを行った。

(10) 公共下水道施設整備事業施行状況 (単位：百万円)

年度	管きよ	終末処理場
29	2,368.2	1,401.8
30	2,150.5	251.6
元	2,555.8	865.5
2	2,111.4	654.6
3	2,507.9	971.2

(11) 下水道普及状況及び接続状況 (4.4.1現在)

市町名 (合併前)	行政区域 面積(ha)	事業計画 処理面積(ha) a	現在処理 面積(ha) b	整備率 (%) b/a
高松市	19,494	4,741.4	4,043.7	85.3
塩江町	8,010	59.9	56.1	93.7
国分寺町	2,625	350.0	310.2	88.6
香川町	2,733	403.3	289.3	71.7
香南町	1,472	253.0	218.4	86.3
庵治町	1,583	145.5	117.7	80.9
牟礼町	1,648	616.6	467.2	75.8
合計	37,565	6,569.7	5,502.5	83.8

※ 四捨五入の関係上、各表間の計数等が一致しない場合がある。

(4.4.1現在)

市町名 (合併前)	行政区域 人口(人) a	事業計画 処理人口(人)	現在処理 人口(人) b	下水道普及率 (%) b/a
高松市	344,289	239,750	220,355	64.0
塩江町	2,005	1,300	918	45.8
国分寺町	24,754	11,830	12,675	51.2
香川町	22,177	14,350	12,781	57.6
香南町	7,025	4,880	4,473	63.7
庵治町	4,696	4,740	3,613	76.9
牟礼町	17,013	16,570	16,242	95.5
合計	421,959	293,420	271,057	64.2

(4.4.1現在)

処理区域内戸数 a	水洗化戸数 b	水洗化率(戸数) b/a	処理区域内人口 c	水洗化人口 d	水洗化率(人口) d/c
133,401戸	123,304戸	92.4%	271,057人	250,569人	92.4%

(12) 浸水対策の推進

下水道事業計画区域内において、浸水被害の軽減・解消を目的に、雨水幹線やポンプ場の整備を計画的に進めている。

特に、中心市街地においては、平成16年の台風23号などによる甚大な浸水被災を踏まえ、18年に「中心市街地浸水対策計画」を策定し、東部地区を先行して雨水バイパス幹線の整備やポンプ施設の増強を進め、28年度からは、西部地区において雨水バイパス幹線の整備を進めるとともに、周辺市街地においても、令和2年度から宮川幹線の整備を進めている。

(13) 下水道施設の耐震化対策の推進

緊急輸送路や軌道下に埋設された管路施設など、重要な下水道施設の耐震化を図ることを目的に、平成28年度に「総合地震対策計画」を策定し、耐震機能が不足する管路施設などの耐震化対策を進めている

(14) 下水道施設の長寿命化対策の推進

道路陥没事故の未然防止及び下水道施設の改築等に伴うライフサイクルコストの最小化を図るために、平成22年度から長寿命化計画策定に向けた調査を開始し、管路施設については、25年度に西部、西宝町処理分区、26年度に東部、福岡、南部処理分区の長寿命化計画を策定し、27年度から同計画に基づき順次工事を実施している。処理場及びポンプ場施設については、25年度に東部下水処理場、牟礼浄化苑、庵治浄化センター、28年度に香東川浄化センターなどの長寿命化計画を策定し、同計画に基づき順次工事を実施している。

これら施設別の長寿命化計画については、施設全体の中長期的な施設の状態を予測しながら、維持管理及び改築を一体的に捉えて計画的・効率的に管理するため、29年度に下水道ストックマネジメント計画へ統合・移行し、30年度以降、下水道施設全体の長寿命化対策について優先順位の高いものから、順次整備を行っている。

(15) 再生水利用下水道事業

旧高松市では、下水処理水の有効利用を図るため、昭和62年度から下水処理水循環利用モデル事業として、福岡下水処理場（現在の福岡ポンプ場）に再生処理施設（日量500m³）を建設し、平成6年4月から周辺公共施設等へ雑用水の供給を開始した。

6年の大渇水を契機に、節水型都市づくりを推進するため、8年度に再生水利用下水道事業として国の事業認証を受け、東部下水処理場における再生処理施設（日量1,400m³）の建設及びサンポート高松への再生水管の整備を進め、13年4月に東部下水処理場の再生処理施設から再生水の供給を既供給施設も含めて開始した。

一方、旧牟礼町では、4年度に国の指定を受け事業に着手し、6年4月に牟礼浄化苑から日量2,100m³の供給を開始した。

ア 供給施設（令和4年3月末現在62施設）

- ・旧高松市内（福岡ポンプ場周辺施設・高松市総合体育館・サンポート高松内等 56施設）
- ・旧牟礼町内（高松北高等学校、国土交通省四国地方整備局四国技術事務所等 6施設）

イ 下水処理水再生処理施設フローシート（東部下水処理場）



(16) 汚水処理施設共同事業（M I C S）

衛生処理センターにて処理されていたし尿等の処理について、施設の効率化を目的に東部下水処理場にて共同処理を行うこととし、平成29年4月から供用を開始した。

<令和3年度実績>

- ・し尿等受入量 77,368m³

(17) 下水道事業における再生可能エネルギーの有効利用

東部下水処理場では、資源・エネルギーの有効利用及び健全で持続可能な企業経営を図るため、下水汚泥の処理過程で発生する消化ガス（バイオマス）を燃料とする発電設備（発電容量500kW）を平成27年度に供用開始した。また、災害時の非常用電源とするため、同じく東部下水処理場において27年度に太陽光発電設備（発電容量100kW）の供用を開始した。

<令和3年度実績>

- ・売電量 2,457,672kWh
- ・売電額 95,849,208 円 (税抜)

(18) 各種助成制度等

ア 水洗便所改造資金貸付事業

公共下水道への接続を促進するため、下水道処理区域内において、既設のくみ取便所を水洗便所に改造する者に対し、昭和41年6月から水洗便所改造資金の貸付けを開始し、62年4月からは、既設の浄化槽を廃止して公共下水道に接続する者にも貸付けを行っている。

改造資金貸付額は、くみ取便所の場合は1戸につき40万円以内、浄化槽の場合は1槽につき20万円以内であり、いずれも無利子で、支払方法は1カ月当たり1万円の均等分割払である。

改造資金貸付状況

(単位：件)

区分 \ 年度	29	30	元	2	3
貸付	5	0	1	1	0

イ 雨水利用施設整備事業

本市では、雨水の地下浸透の促進、河川等への雨水流入の抑制及び地下水の涵養を図り、市域における水環境の保全に資することを目的として雨水貯留施設等の設置を促進しており、令和3年9月から、浄化槽の雨水貯留施設改造助成金の上限額の引上げや中・大規模の雨水利用促進助成金に係る助成金額の引上げ等を行い、さらなる設置促進を図っている。

(ア) 浄化槽の雨水貯留施設改造助成金

高松市公共下水道を使用することにより、不要となった浄化槽を雨水貯留施設に転用するための改造の工事を自ら負担して行う者に対して、改造工事に要した額の10分の8（限度額15万円）を助成する事業で、平成9年度に創設した。

助成状況

(単位：件)

区分 \ 年度	28以前	29	30	元	2	3	累計
助成	750	7	2	3	0	0	762

(イ) 雨水浸透施設設置費助成金

個人・法人が自己の土地に雨水浸透施設（雨水浸透ます、雨水浸透トレンチ）を設置の際、その費用の一部を助成する事業で、平成15年度に創設した。

助成状況

(単位：件)

区分 \ 年度	28以前	29	30	元	2	3	累計
助成	5	0	0	1	0	0	6

(ウ) 雨水利用促進助成金

a 対象者 市内の自己の管理する土地または建物において、雨水の貯留及び活用のための施設・設備を整備する個人及び事業所（公共団体を除く）

b 雨水貯留施設の区分と助成額

- (a) 小規模施設
 - ・貯水容量0.1m³以上 1 m³未満の雨水貯留施設（市販の製品）を購入、設置した場合
 - ・雨水貯留施設本体費用の10分の8を補助（千円未満の端数切り捨て）
 - ・助成金額は4万円を限度とする。
- (b) 中・大規模施設
 - ・貯水容量1 m³以上の貯水槽を設置または整備した場合
 - ・利用のための設備（配管・ポンプ等）整備を条件とする。
 - ・有効貯水容量が10m³未満の場合
助成対象経費に3分の2を乗じた金額と有効貯水容量1 m³（0.1m³未満の端数は切り捨て）に8万円乗じた金額とを比較して少ない金額
 - ・有効貯水容量が10m³以上の場合
助成対象経費に3分の2を乗じた金額、有効貯水容量1 m³（1 m³未満の端数は切り捨て）につき8万円乗じた金額または100万円のいずれか少ない金額
 - ・助成金額は100万円を限度とする。

c 制度の創設 平成9年度

d 助成状況

（単位：件）

区分 \ 年度	28以前	29	30	元	2	3	累計
小規模施設	1,018	27	30	21	22	26	1,144
中・大規模施設	117	0	1	0	1	0	119

ウ 合併処理浄化槽設置整備事業

高松市生活排水対策推進計画の一環として、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、雑排水（台所・風呂・洗濯等の排水）とし尿を併せて処理できる合併処理浄化槽に、単独処理浄化槽及びくみ取便所から転換する者に設置費用の一部を補助している。

なお、平成30年度までは、合併処理浄化槽への転換及び下水道事業計画区域外の新設に対する補助を行っていたが、単独処理浄化槽やくみ取便所からの転換を重点化する国の方針に基づき、本市においても、令和元年度から新設に対する補助を全て廃止した上で、配管に要する費用の上限額を引き上げるなど、補助制度の見直しを行い、さらなる転換促進を図っている。

(ア) 対象となる区域

公共下水道事業計画区域以外の区域（公共下水道事業計画区域内でも下水道の整備が相当の期間見込めない区域を含む。）

(イ) 対象浄化槽

浄化槽法の構造基準に適合し、生物化学的酸素要求量（BOD）除去率90%以上、放流水のBODが20mg/L以下で、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日付）が適用されるものについては同指針に適合するもの

(ウ) 補助対象者

自己の専用住宅（主に居住の用に供する建物で小規模店舗を併設した住宅を含む。）及び共同住宅等の単独処理浄化槽、くみ取便所を合併処理浄化槽に転換する者

なお、単独処理浄化槽からの転換の場合は、撤去及び配管に要する費用として、それぞれ9万円、

30万円を限度として加算補助する。また、令和4年度から、既存単独処理浄化槽を雨水利用施設に改造した場合も補助対象となるよう制度の見直しを行っている。

(エ) 補助金額 (元年度以降、単位：円)

人槽	区分	補助限度額 (くみ取り転換)	補助限度額 (単独転換)		
			浄化槽の設置に要する費用	既存単独処理浄化槽の 撤去に要する費用	配管に要する費用
	5人槽	332,000	332,000	90,000	300,000
	6～7人槽	414,000	414,000		
	8～10人槽	548,000	548,000		
	11～20人槽	939,000	939,000		
	21～30人槽	1,472,000	1,472,000		
	31～50人槽	2,037,000	2,037,000		

(オ) 補助状況 (単位：基、千円)

人槽	年度	29		30		元		2		3	
		基数	補助金額	基数	補助金額	基数	補助金額	基数	補助金額	基数	補助金額
	5	793	150,562	711	140,104	108	35,856	80	26,560	136	45,152
	6～7	230	81,351	200	69,759	129	53,406	147	60,858	96	39,744
	8～10	13	4,658	21	9,042	9	4,932	13	7,124	7	3,836
	11～20	2	1,878	3	2,817	7	6,573	3	2,817	6	5,634
	21～30	0	0	0	0	1	1,472	0	0	0	0
	31～50	1	2,037	0	0	0	0	1	2,037	2	4,074
	合計	1,039	240,486	935	221,722	254	102,239	244	99,396	247	98,440

※ ただし、撤去・配管費等補助金額を除く。

(イ) 浄化槽の適正な維持管理指導

ア 市内における浄化槽設置基数の推移 (単位：基)

区分	年度	29年度末	30年度末	元年度末	2年度末	3年度末
単独		30,542	30,111	29,604	29,043	28,625
合併		27,554	28,765	29,973	31,177	32,565
合計		58,096	58,876	59,577	60,220	61,190

イ 浄化槽対策

本市は、平成11年4月に中核市に移行したことに伴い、香川県から浄化槽保守点検業者の登録等に関する事務や浄化槽の維持管理指導に関する事務が移譲されたことにより、浄化槽放流水の水質向上を図るため、条例や要綱の制定をはじめ、各種施策を行っている。

(ア) 高松市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例 (平成10年12月18日制定)

浄化槽の保守点検業者の登録に関して必要な事項を定めている。

(令和4年3月31日現在の高松市登録浄化槽保守点検業者数=74業者)

(イ) 高松市浄化槽の設置及び管理に関する要綱 (平成30年4月1日制定)

浄化槽法と、この要綱に基づき、浄化槽の設置や管理について指導を行っている。

(ウ) 浄化槽維持管理強化指導業務

公益社団法人香川県浄化槽協会に主に次の業務を委託し、業務内容によっては市職員も同行し、浄化槽の維持管理指導を行っている。※ () 内は令和3年度の実施結果

- a 浄化槽法第7条及び第11条に規定する水質検査の受検指導（16,437戸）
- b 法定検査結果不適正施設に対する保守点検・清掃・使用に関する技術指導（立入指導：189戸（市職員が同行）・文書による指導：785件（本市において実施）
- c 浄化槽設置者講習会の開催（受講人数245人※代替措置を含む。）
- d 水環境出前講座の開催（9回）

(㊦) 浄化槽法第7条及び第11条に規定する水質検査の実施状況 (3年度)

	実施基数	不適割合(%)	不適内容内訳（上位3位、単位：%）		
			①消毒なし	②管理なし	③BOD基準値オーバー
7条検査	1,306	7.2	(89.4)	(36.2)	(31.9)
11条検査	29,325	2.4	(88.7)	(32.6)	(32.3)

※表中不適とあるのは、水質検査において不適正と判定されたもの。

※不適内容内訳については、1つの施設で指摘事項が複数ある場合があるので、内訳の合計が100%を超えている。